

# 開成町 福祉コミュニティ プラン

開成町第4期地域福祉計画  
開成町社会福祉協議会第6次地域福祉活動計画

令和3年度～令和7年度



開成町社会福祉協議会  
マスコットキャラクター  
みずたまちゃん

みんなで育もう！  
誰もが安心してイキイキと暮らせる  
福祉のまち かいせい



開成町公式  
マスコットキャラクター  
あじさいちゃん

令和3年3月  
開成町  
開成町社会福祉協議会



# はじめに

近年の日本社会は、家族構成の変化や生活様式の多様化などの社会構造の変化により、これまで日本の社会が築いてきた家族や地域のつながりが弱まりつつあり、社会的な孤立による問題が顕在化しております。

このような中、これからの福祉のあり方として、国は地域主体の地域共生社会の実現を目指すことを示しています。地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることが大切です。住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく包括的な支援体制づくりを推進していくことは、今後の福祉行政に必要なものと考えます。

本町では、最初の「地域福祉計画」を平成 17 年度に策定し、平成 22 年度以降は、地域住民・社会福祉協議会・町が緊密な連携と協働のもとで地域福祉を推進していくために、町の行政計画である「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に策定する「福祉コミュニティプラン」として2度の改定を行いました。

本町では、これまでの計画に基づき様々な事業を積極的に展開し、地域の支え合いの基盤を整備してまいりました。社会福祉法人開成町社会福祉協議会との連携により、地域住民による地域福祉活動への支援の充実を図るとともに、自治会をはじめ、各機関・団体相互の連携を推進し、地域の様々な福祉課題の解決に取り組んでまいりました。

今回策定した「福祉コミュニティプラン」では、そうした基盤を活かしながら多様な主体が地域づくりに積極的に参画し関わりを持つこと、また、住民自らが主体的に動き、豊かな「福祉のまちづくり」を目指し「みんなで育もう！ 誰もが安心してイキイキと暮らせる福祉のまち かいせい」を基本理念として掲げました。

そして、基本理念の実現を図るため、(1) 人材づくり、(2) 地域づくり、(3) しくみづくり の3つの基本目標を定め、「自助」「公助」「共助」を重層的に取り組むための町の取り組みを進め、かつ包括的な支援体制づくりを進める中で、より一層の地域福祉の進展を図ってまいります。

結びにあたり、本計画を策定するにあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました開成町地域福祉推進協議会委員の皆さま、関係団体の皆さまに心からお礼申し上げます。

令和3年3月

開成町長 府川 裕一

# ごあいさつ

令和2年6月に社会福祉法が改正され、地域共生社会推進の観点から、市町村における包括的支援体制の構築をすすめるため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

開成町社会福祉協議会（以下「本会」）では、この法改正をはじめ、複雑化・複合化した地域生活課題の変化や、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式や働き方の変化等を踏まえ、この度新たな「開成町福祉コミュニティプラン」を開成町と協働・一体となつてとりまとめさせていただきました。

このプランでは、開成町と本会とが共通の理念やめざす方向性のもと、開成町らしい薫り高い福祉コミュニティを住民の皆さんとともに育てまいりたいと考えます。

もとより、当町の特筆すべき優位性として活発な住民自治活動（共助）の豊かさがあります。この大いなる財産を将来へ向けてさらに発展・昇華させるべく、「自助・公助・共助」の役割分担と有機的な連携・協働のもと、本会として総力を挙げてその役割と機能を最大限に発揮してゆく所存です。

本会の使命は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民の皆さん及び福祉組織・関係者とともに地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進することです。「ともに生きる豊かな地域社会」とは、地域住民の皆さん一人ひとりが協働し、日々ともに支え合って、生活における楽しみや生きがいを見出し、生活上のさまざまな困難を抱えたときでも、社会から孤立せず、安心してその人らしい生活を送ることができる社会です。

公益性の高い非営利・民間の福祉団体として存在する本会は、その実現をめざして今までもこれからも開拓性や即応性、柔軟性を活かしつつ歩んでまいります。住民の皆さんや社会福祉を目的とする事業を経営する方々、社会福祉に関する活動を行う方々におかれては変わらぬお力添えを切にお願いいたします。

結びに、このプランの策定にあたりご尽力いただきました地域福祉推進協議会委員各位をはじめ、貴重なご意見・ご提案をいただきました多くの方々に衷心より感謝申し上げます。

令和3年3月

社会福祉法人 開成町社会福祉協議会  
会 長 菊 川 敬 人

# 目次

## 第1章

計画の策定にあたって.....	1
1 地域福祉とは.....	2
2 計画の趣旨.....	3
3 計画の位置づけ.....	4
4 計画の期間.....	7
5 計画策定の体制と経緯.....	8

## 第2章

地域福祉をめぐる現状と課題.....	9
1 開成町の現状.....	10
2 団体ヒアリングの結果概要.....	26
3 地区別ふくし座談会の結果概要.....	27
4 開成町の地域福祉をめぐる課題.....	29

## 第3章

基本理念・基本目標・施策の考え方.....	30
1 基本理念.....	31
2 取り組みの方向.....	31
3 地域共生社会の実現に向けて持つべき視点.....	32
4 基本目標.....	33
5 地域福祉を進める上で重要な視点.....	34

## 第4章

開成町第4期地域福祉計画.....	36
基本目標1 人材づくり.....	37
基本目標2 地域づくり.....	40
基本目標3 しくみづくり.....	42

## 第5章

開成町社会福祉協議会 第6次地域福祉活動計画.....	52
基本目標1 人材づくり.....	53
基本目標2 地域づくり.....	54
基本目標3 しくみづくり.....	56

## 第6章

計画の推進に向けて.....	63
1 計画の推進体制.....	64
2 計画の進行管理と評価.....	64
3 関係機関との連携、協働.....	64
4 新しい生活様式を踏まえた地域福祉の取り組み.....	65
5 SDGs 達成に向けた取り組み.....	66
資料編.....	69
1 開成町地域福祉推進協議会 設置要綱.....	70
2 開成町地域福祉推進協議会 委員名簿.....	72
3 開成町地域福祉推進協議会 検討結果.....	73

# ❖ 第1章 ❖

## 計画の策定にあたって

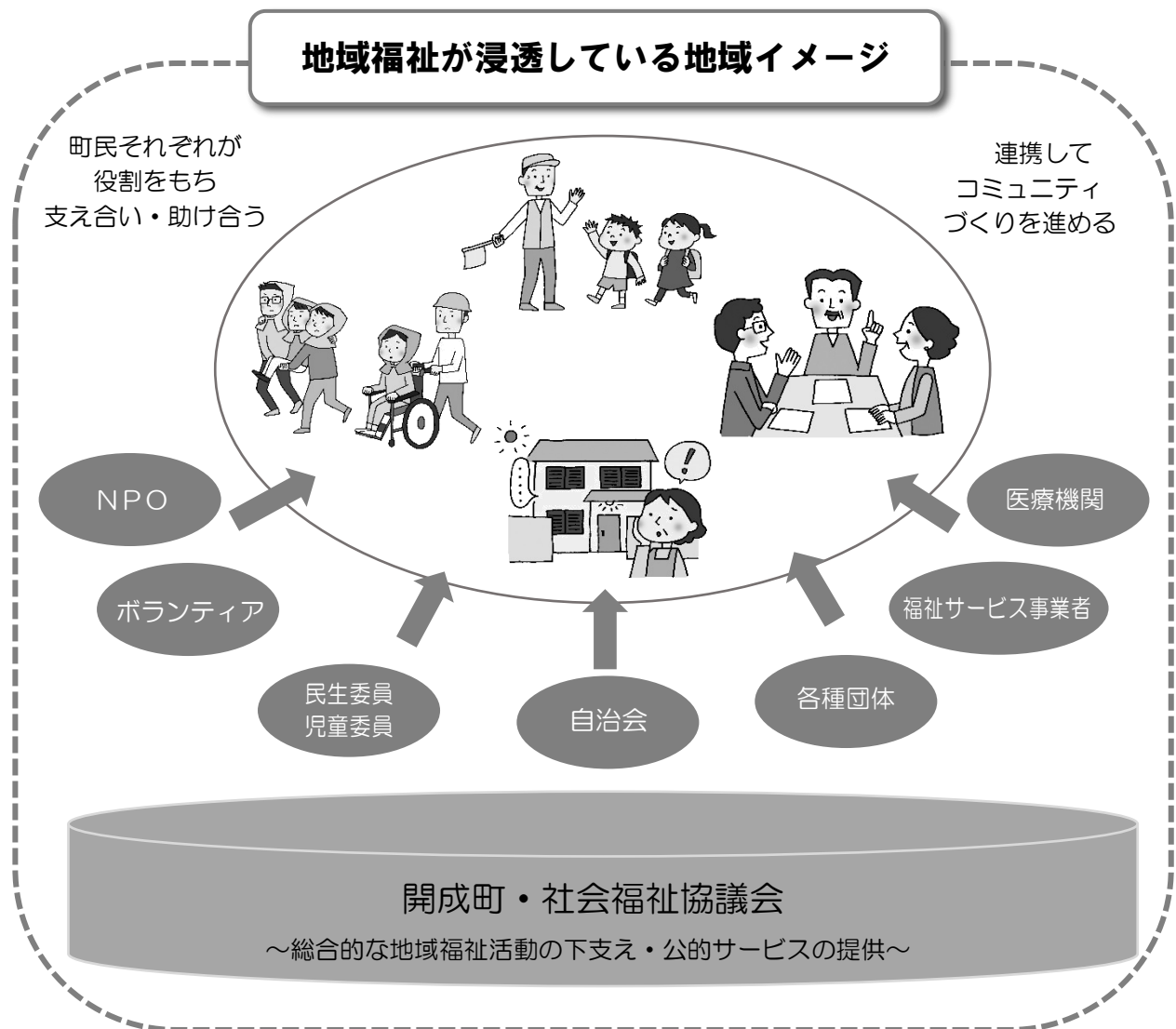
# 1 地域福祉とは

「福祉」は、“しあわせ”という意味を持つ「福」と“さいわい”という意味を持つ「祉」が合わさった“幸せな暮らし”を意味する言葉です。

つまり、「福祉」とは、生活に困っている人に手を差し伸べることや、援助することだけではなく、すべての人に等しくもたらされるべき“幸せ”のことであり、誰もが安心して暮らせる幸せな生活を推進していくことを指します。

また近年の社会情勢を見ると、人口減少や少子高齢化の進行、家族形態の変化、地域社会の変容等により、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズが多様化・複雑化しています。

このように、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応し、「誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、町民・福祉関係団体・社会福祉協議会・事業者・行政等が、助け合い・支え合いの取り組みを互いに協力して行い、幸せな生活を“地域”全体で推進していくこと」が『地域福祉』です。





## 2 計画の趣旨

日本の社会は、都市化が進む中で、家族構成の変化（核家族化）、生活様式の多様化等の社会構造の変化により、これまで日本の社会が築いてきた家族や地域のつながりが希薄となり、孤独死や虐待、引きこもり、8050問題（※）などが、大きな社会問題となっています。

こうした中、国の動きとしては、平成12年の社会福祉法の改正により、地域福祉計画の策定が市町村の努力義務と位置付けられて以降、現行の仕組みでは対応しきれない多様な生活課題を解決するために、地域における支え合いの仕組みづくりが重要であること等が示されてきました。

また、平成28年7月に『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部が設置され、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。

開成町においては、自治会を中心とした地域福祉活動やボランティア団体等が活発に活動しており、支え合いの取り組みが機能してきました。一方で、少子高齢化が進行する地域や宅地開発による社会増の地域など、開成町における地域の状況が大きく変化してきました。

こうした近年の社会経済動向や地域福祉を取り巻く状況の変化を踏まえ、今後の開成町と社会福祉協議会における地域福祉推進の理念や具体的な取り組みを一体的に定め、地域福祉のさらなる充実を図るために、「開成町福祉コミュニティプラン（開成町第4期地域福祉計画・開成町社会福祉協議会第6次地域福祉活動計画）」（以下、本計画という）を定めるものです。

※8050問題…50代のひきこもりがちな子どもを80代の親が養っている状態のこと。経済難からくる生活の困窮や孤立、病気や介護といった問題によって親子共倒れになるなどの問題が生じることがある。



## 3 計画の位置づけ

### (1) 本計画の位置づけと各計画との関連性について

開成町においては、平成 22 年度に地域住民・社会福祉協議会・町が、緊密な連携と協働のもとで地域福祉を推進していくために、「開成町コミュニティプラン」を策定しました。本計画は、町の行政計画である「開成町地域福祉計画」と、住民を構成員とする社会福祉協議会を中心とした民間の計画である「開成町地域福祉活動計画」を一体的なものとして策定します。

本計画では、近年の社会情勢や国の動向等を踏まえ、新たに「自殺対策計画」、「成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯防止推進計画」を含めて策定します。これらの計画は、地域福祉計画の既存の施策や地域資源との横断的・有機的な連携を図ることができること、地域福祉計画と一体的に策定して差し支えないとされていることなどから、一体的に策定するものです。

なお、本計画は「開成町総合計画」に基づきながら、保健・福祉を含む町民の生活に関する分野別計画を横断的に接続し、地域福祉の推進を目指す「保健・福祉分野の上位計画(※)」として位置づけます。

※6 ページ「本計画のイメージ」参照

### (2) 計画の法的根拠

#### ①地域福祉計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、市町村の将来を見据えた地域福祉の基本的な方向性や理念を定める計画です。

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

#### ②地域福祉活動計画の位置づけ

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条の中で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定義されており、住民やボランティア、福祉関係者、行政機関等と連携しながら地域福祉を推進し、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指しています。

そのため、「地域福祉活動計画」は、住民及び福祉関係団体、事業者が地域福祉推進に関わる具体的な活動・行動計画を定めるものです。

### ③自殺対策計画の位置づけ

平成 18 年に自殺対策基本法が施行されて以降、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が広く「社会問題」として認識されるようになってきている中、平成 28 年に改正された「自殺対策基本法」の第 13 条第 2 項に基づき「市町村自殺対策計画」として策定が義務付けられました。

#### 自殺対策基本法

第 13 条 2 項 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

### ④成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加等により権利擁護支援へのニーズが高まっている中、平成 28 年に施行された「成年後見制度利用促進法」の第 14 条第 1 項の規定に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画として定めるよう努めることとされています。

#### 成年後見制度利用促進法

（市町村の講ずる措置）

第 14 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

### ⑤地方再犯防止推進計画の位置づけ

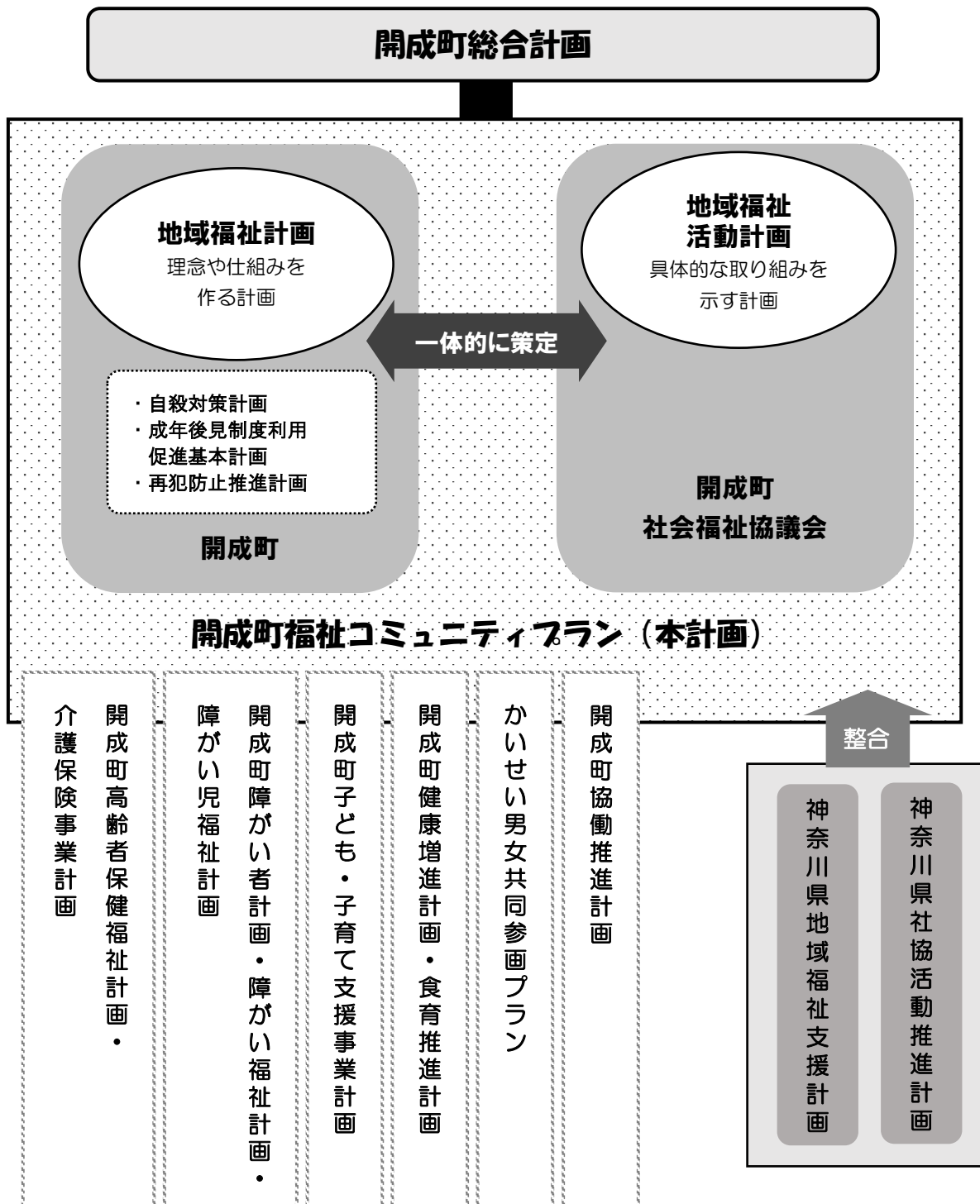
安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっている中、「再犯防止推進法」第 8 条第 1 項において、都道府県及び市町村が再犯防止推進計画（平成 29 年 12 月 15 日閣議決定）を勘案し、地方計画として定めるよう努めることとされています。

#### 再犯防止推進法

第 8 条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

■本計画のイメージ



## 4 計画の期間

本計画は、令和3年度～令和7年度の5年間を期間とします。

### ■本計画及び関連計画の期間

令和 計画の名称	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
開成町総合計画	基本構想				次期計画	
	後期基本計画				次期計画	
開成町福祉コミュニティプラン	本計画					次期
開成町高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	第8期計画			第9期計画		
開成町障がい者計画	第2期計画			第3期計画		
開成町障がい福祉計画	第6期計画			第7期計画		
開成町障がい児福祉計画	第2期計画			第3期計画		
開成町子ども・子育て支援事業計画	第2期計画				第3期計画	
開成町健康推進計画 食育推進計画	第2期計画			第3期計画		
かいせい男女共同参画プラン	第4次計画					第5次
開成町協働推進計画	第2期計画				第3期計画	

## 5 計画策定の体制と経緯

### ①開成町地域福祉推進協議会

本計画の策定にあたり、開成町の地域福祉に関わりのある学識経験者や教育関係者、福祉関係者、地域関係者で構成された「開成町地域福祉推進協議会」を設置し、計画の理念や目標、取り組みの内容についての議論・検討を行いました。

また、検討にあたり、下記のとおり団体等からご意見を伺いました。

### ②地区別ふくし座談会

開成町社会福祉協議会では、自治会福祉部活動を積極的に応援しています。町内全地域に赴き、住民の方々とこれからの福祉のあり方等について話し合い、福祉活動における自治の実現を目指した様々な取り組みのより一層の充実・発展を図るとともに、開成町らしい福祉コミュニティ（共助共生文化）づくりに寄与することを目的として、「地区別ふくし座談会」を、隔年で開催しています。

### ③団体ヒアリングの実施

開成町社会福祉協議会に登録しているボランティア団体等を対象に、活動の状況や抱える課題、他団体との連携の状況等を伺うために、団体ヒアリングを実施しました。

### ④パブリックコメント

広く住民等から意見を聴取し、本計画等に反映させるためにパブリックコメントを実施しました。



## 第2章

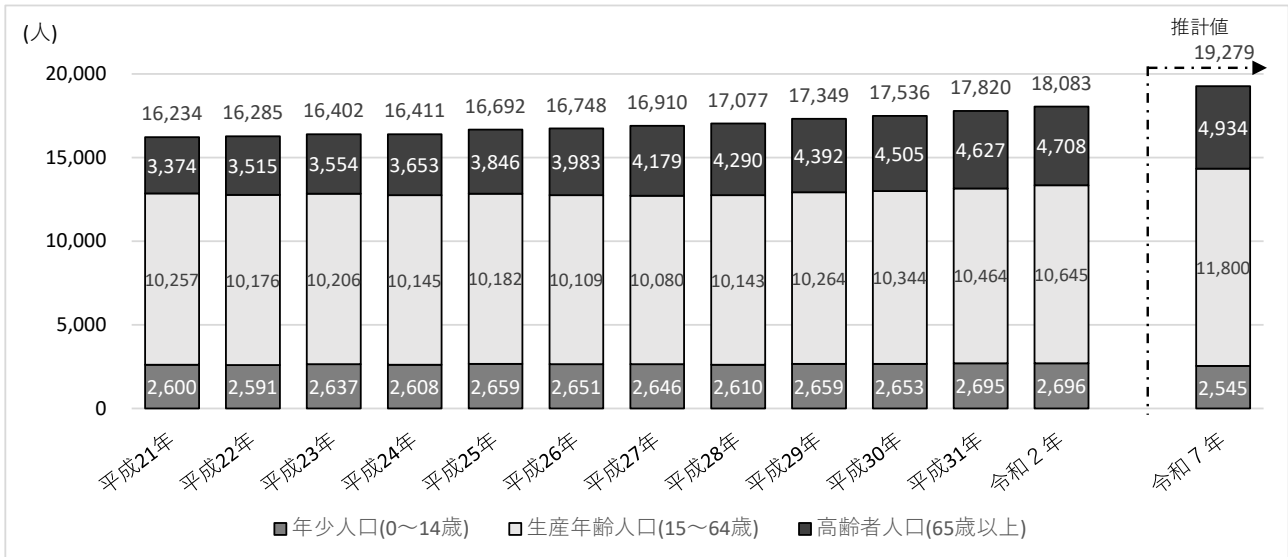
# 地域福祉をめぐる現状と課題

# 1 開成町の現状

## (1) 開成町の人口推移

開成町の人口推移をみると、毎年増加傾向にあり、令和2年には18,083人となっています。平成21年と比較すると1,849人の増加となっています。開成町総合計画の推計では、令和7年で19,279人と今後も増加していくと予想されています。

### ■開成町の人口推移・推計

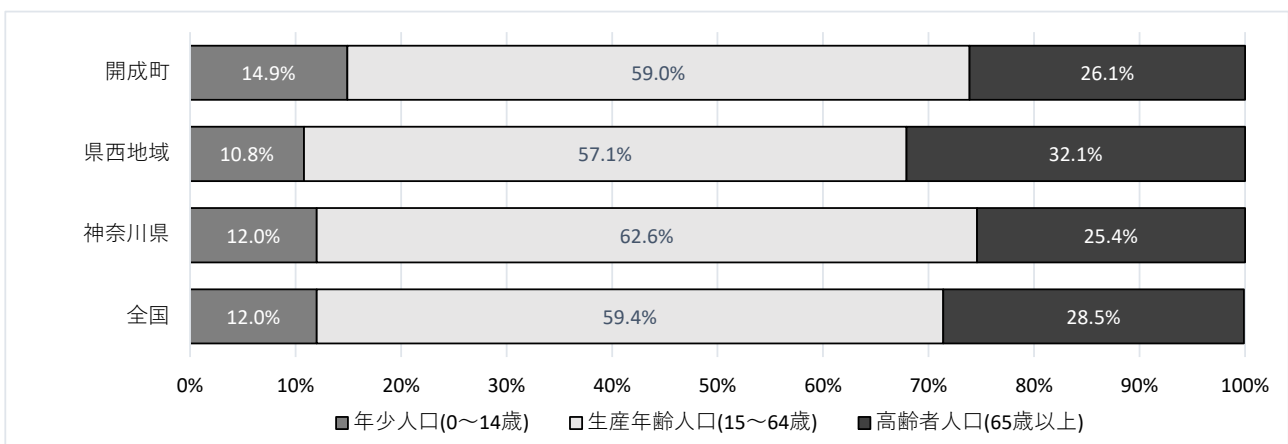


※資料：神奈川県年齢別人口統計調査結果（各年1月1日現在）  
 総数には年齢不詳の方が含まれているため、年齢別の人口の合計値と一致しません。  
 令和7年は開成町総合計画における町推計値

## (2) 年齢三区分別人口の比較

年齢三区分別人口の割合をみると、年少人口の割合が14.9%と、県西地域や神奈川県、全国と比較して多くなっています。また、高齢者人口の割合は26.1%と、県西地域や全国に比べると低いものの、神奈川県と比較して高くなっています。

### ■年齢三区分別人口の比較



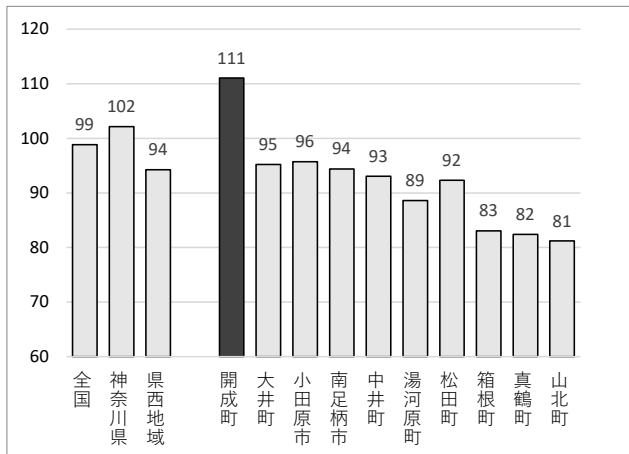
資料：神奈川県年齢別人口統計調査結果（令和2年1月1日時点）



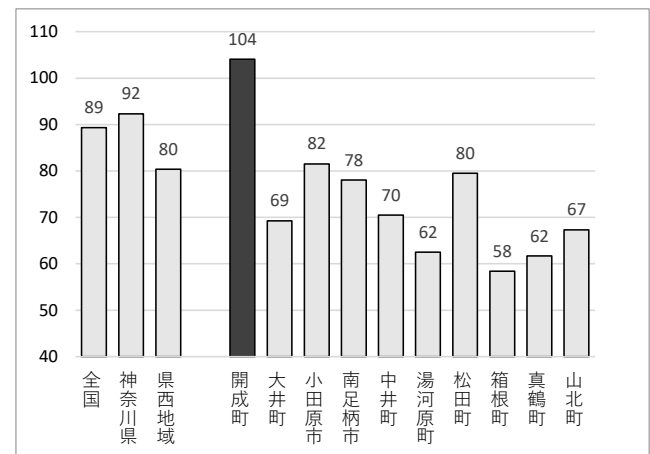
### (3) 総人口・年齢別人口の増減の比較

総人口・年齢別人口の10年間（平成22年から令和2年）の増減比較をみると（数値は平成22年を100とした場合の指数）、総人口、年少人口、生産年齢人口、高齢者人口のいずれも100以上となっています。全国や神奈川県、県西地域、近隣市町と比較すると、総人口、年少人口、生産年齢人口の増加が多くなっています。

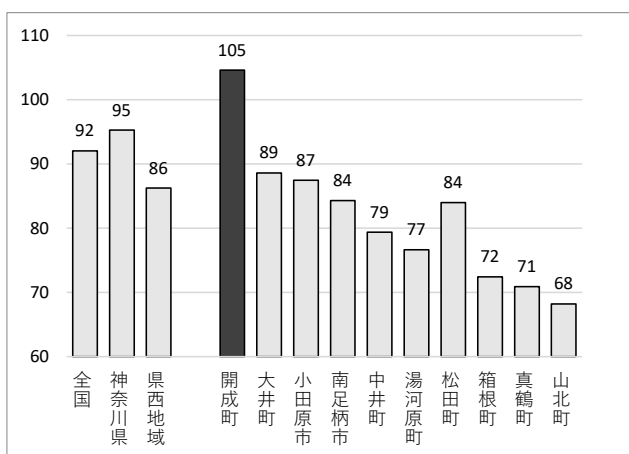
■総人口の増減の比較



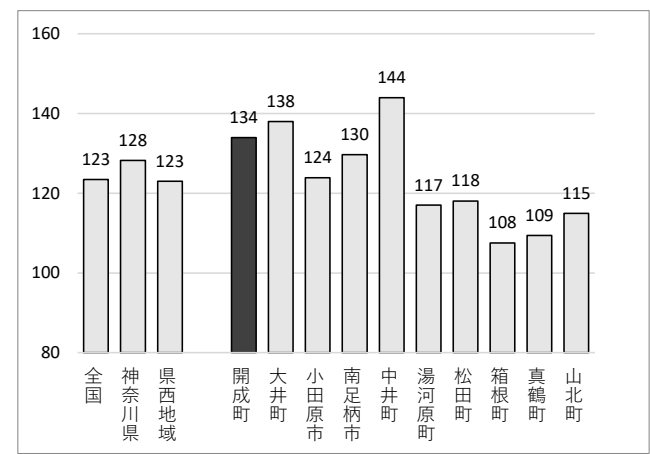
■年少人口の増減の比較



■生産年齢人口の増減の比較



■高齢者人口の増減の比較

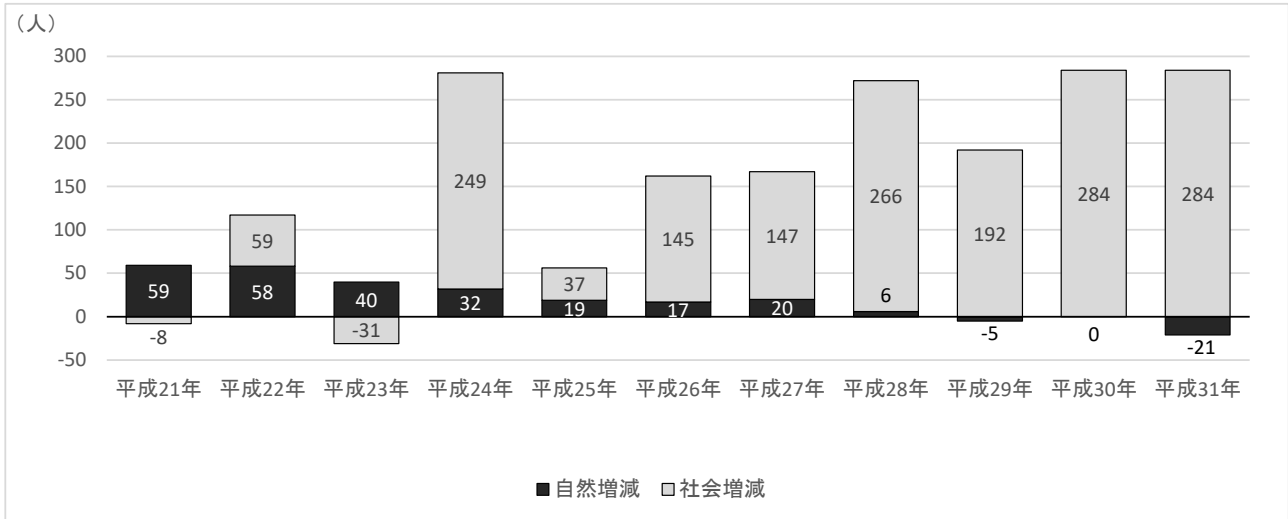


資料：神奈川県年齢別人口統計調査（1月1日現在）  
 ※平成22年を100とした場合の令和2年の指数

#### (4) 自然増減と社会増減の推移

自然増減と社会増減の推移をみると、自然増減は平成 28 年までは増加していましたが、平成 29 年以降は自然減の傾向となっています。社会増減については年度により差はあるものの、平成 24 年以降は社会増となっており、特に平成 24 年と平成 26 年以降は毎年 100～300 人程度の社会増となっています。

##### ■人口増減及び増減率の推移



資料：神奈川県人口統計調査報告（平成 31・令和元年中）

## (5) 地区別の人口の状況

地区別の人口の状況を見ると、下島地区が最も人口が多く、次いで上延沢地区、中家村地区となっています。

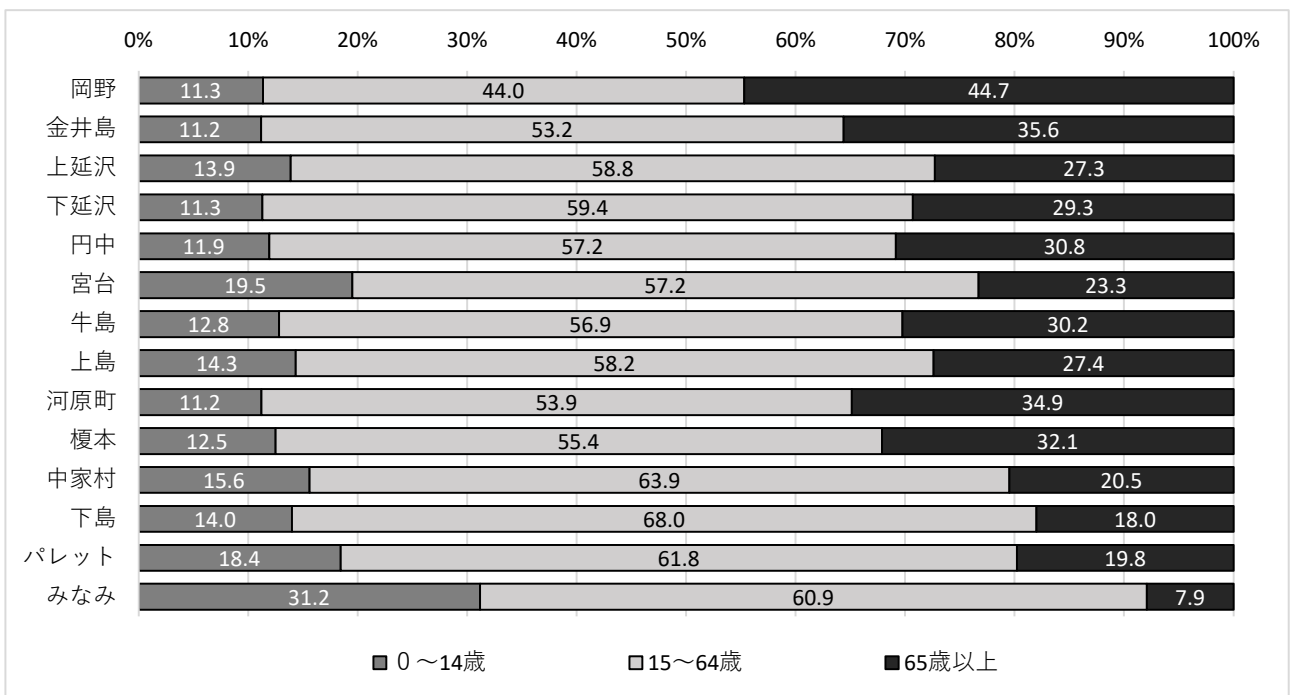
### ■地区別の人口

	0～14歳	15～64歳	65歳以上	合計
岡野	16	62	63	141
金井島	88	418	280	786
上延沢	329	1,394	646	2,369
下延沢	144	757	373	1,274
円中	211	1,011	545	1,767
宮台	197	577	235	1,009
牛島	130	578	307	1,015
上島	213	865	407	1,485
河原町	56	269	174	499
榎本	72	319	185	576
中家村	286	1,172	375	1,833
下島	422	2,049	542	3,013
パレット	208	697	223	1,128
みなみ	346	676	88	1,110

資料：開成町住民基本台帳（令和2年1月1日現在）

地区別人口の年代別割合をみると、宮台やパレット、みなみ地区で0～14歳の割合が多くなっています。また、岡野や金井島、河原町地区などで65歳以上の割合が多く、地域によって大きな差が見られます。

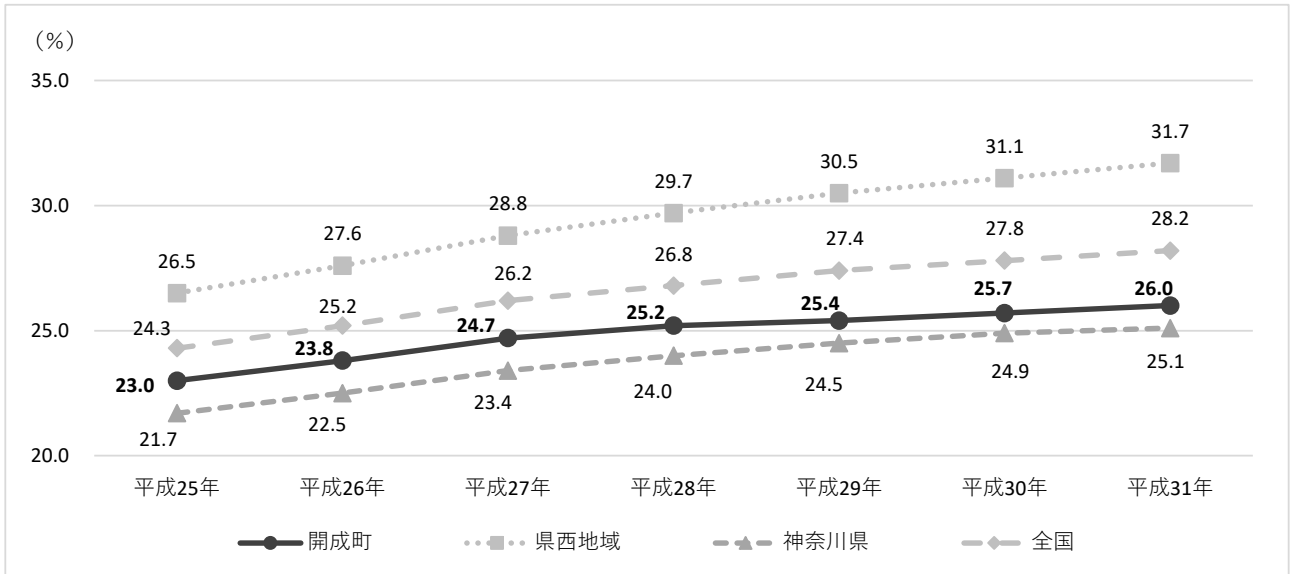
### ■地区別人口の年代別割合



## (6) 高齢化の現状

高齢化の現状についてみると、毎年増加傾向にあり、平成31年では26.0%となっています。県西地域や全国に比べ低く、神奈川県に比べ高くなっています。

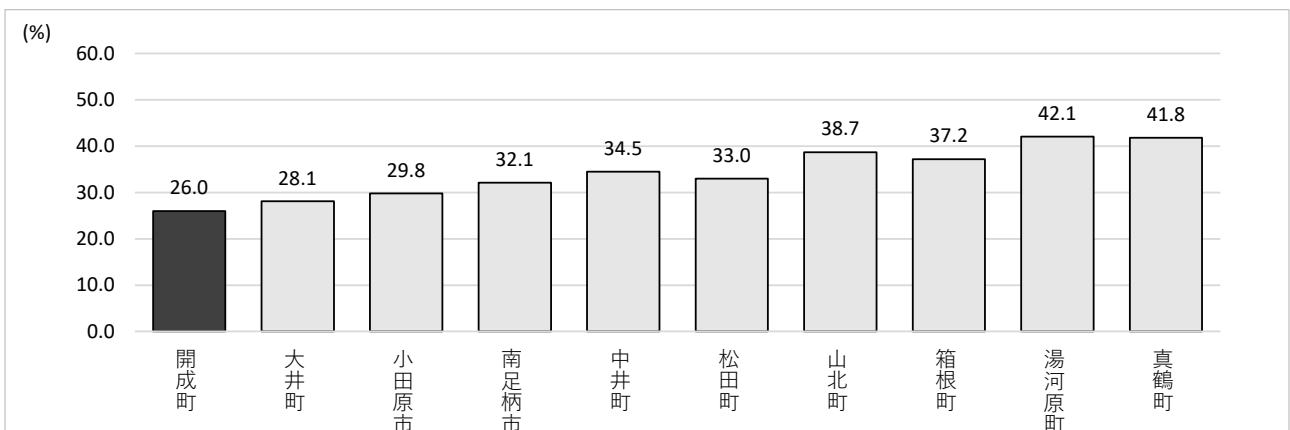
### ■ 高齢化率の推移



資料：神奈川県年齢別人口統計調査（各年1月1日現在）

県西地域2市8町の高齢化率との比較をみると、開成町が最も低くなっています。

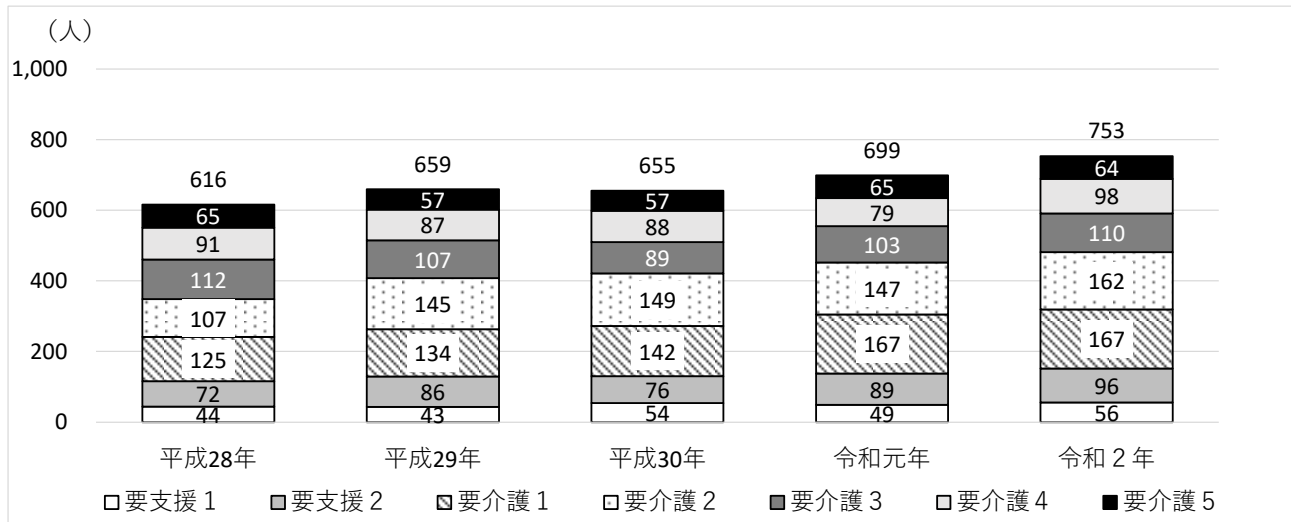
### ■ 県西地域2市8町の高齢化率の比較



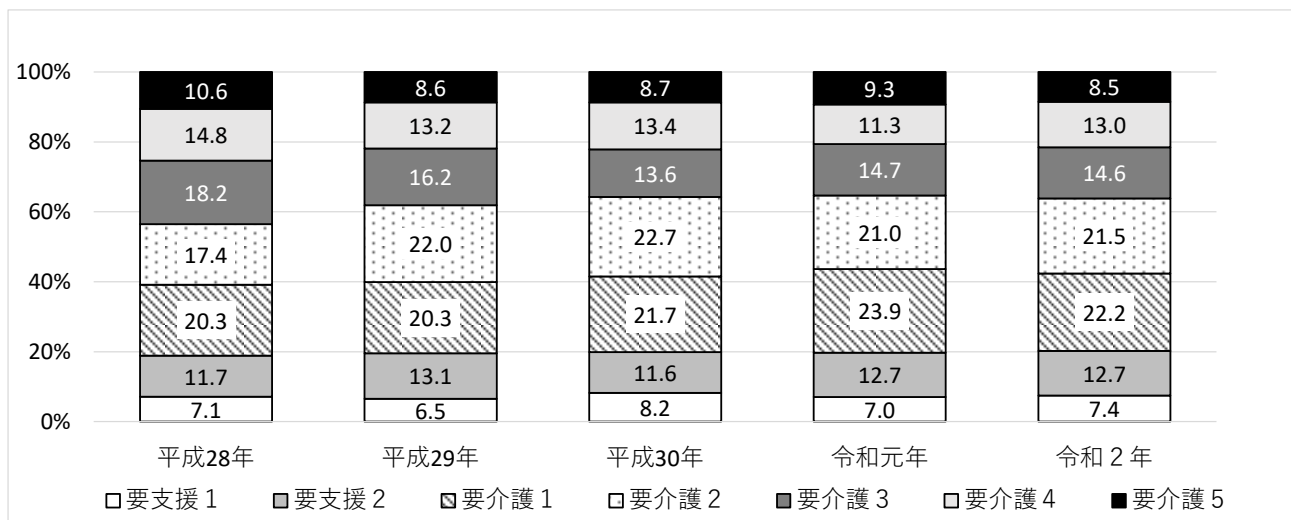
資料：神奈川県年齢別人口統計調査（平成31年1月1日現在）

要介護（要支援）認定者数の推移をみると、平成28年から令和2年にかけて増加傾向にあり、令和2年では753人となっています。要介護（要支援）別認定者の割合の推移をみると、要介護1～要介護2の軽度の方の割合が多くなっています。

■要介護（要支援）認定者数の推移



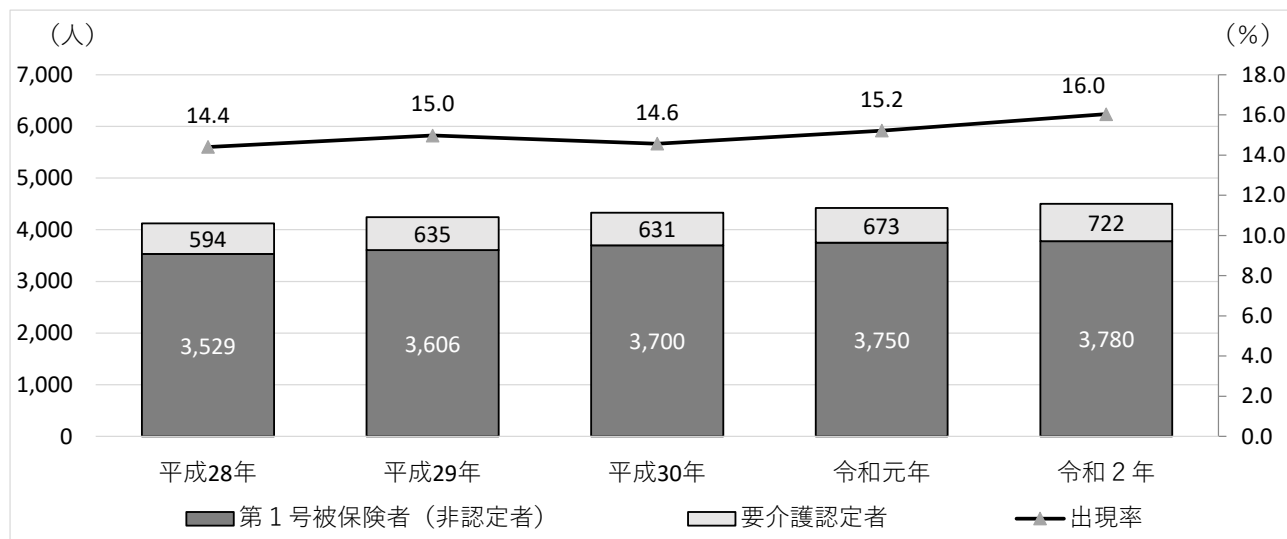
■要介護（要支援）認定者割合の推移



資料：介護保健事業状況報告（各年10月1日現在）

高齢者に対する認定者の割合（出現率）についてみると、平成28年から令和2年にかけて増加傾向にあり、令和2年では16.0%となっています。

■高齢者に対する認定者の割合（出現率）の推移

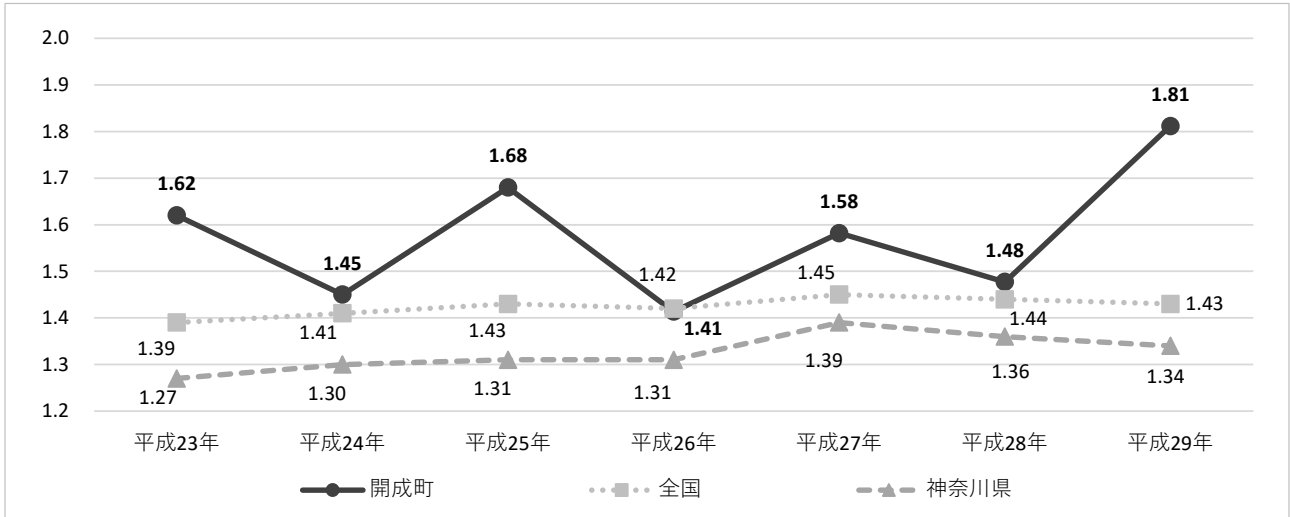


資料：神奈川県年齢別人口統計調査、  
介護保健事業状況報告（各年10月1日現在）

## (7) 子どもの現状

合計特殊出生率の推移をみると、年によって増減はあるものの、全国や神奈川県に比べ高くなっており、平成29年は1.81と目立つ高さになっています。

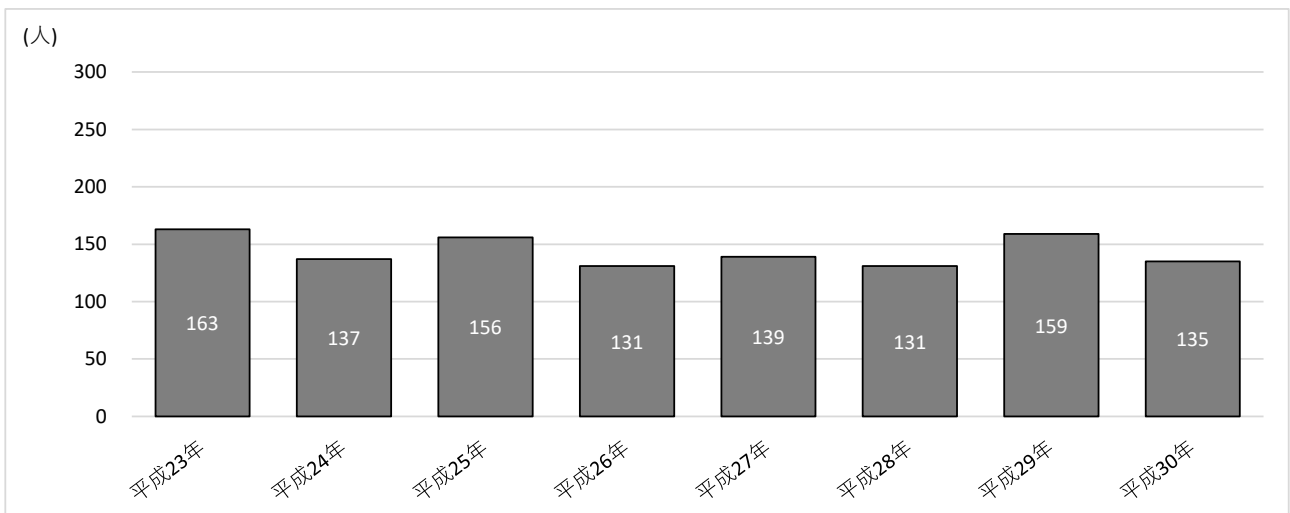
### ■合計特殊出生率の推移



資料：神奈川県衛生統計年報

出生数の推移をみると、平成23年から平成30年にかけて年によって増減はあるものの、概ね150人前後で推移しており、平成30年では135人となっています。

### ■出生数の推移



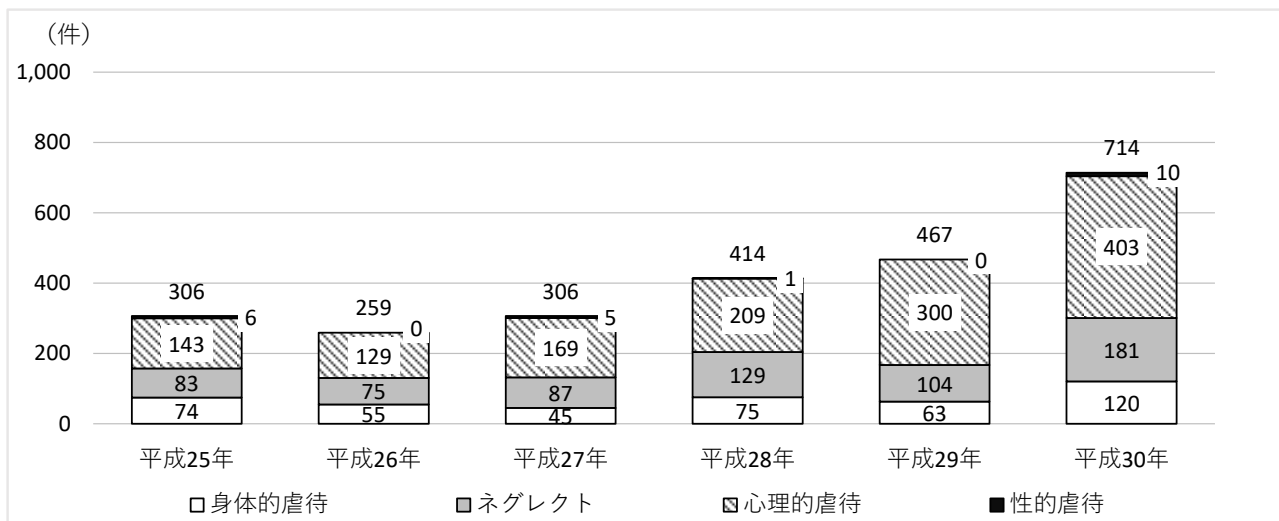
資料：神奈川県衛生統計年報

## (8) 児童虐待相談の状況

小田原児童相談所（小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町を管轄）における虐待相談受付件数の状況をみると、平成28年以降増加傾向にあり、平成30年では714件と大きく増加しています。

相談内容別にみると、心理的虐待が最も多くなっています。

■小田原児童相談所における内容別虐待相談受付件数

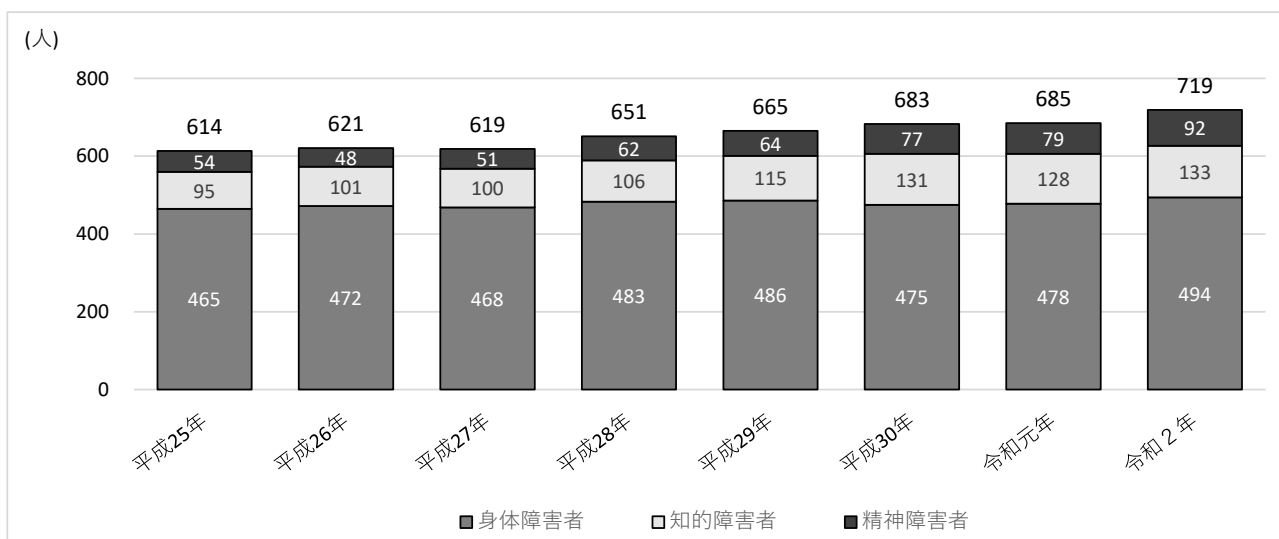


資料：神奈川県福祉統計

## (9) 障がい者の現状

障がい者の手帳所持者数の現状についてみると、毎年増加傾向にあり、令和2年では719人となっています。手帳種類別にみると、特に精神障がい者が増加傾向にあります。

■障害者手帳の交付者数



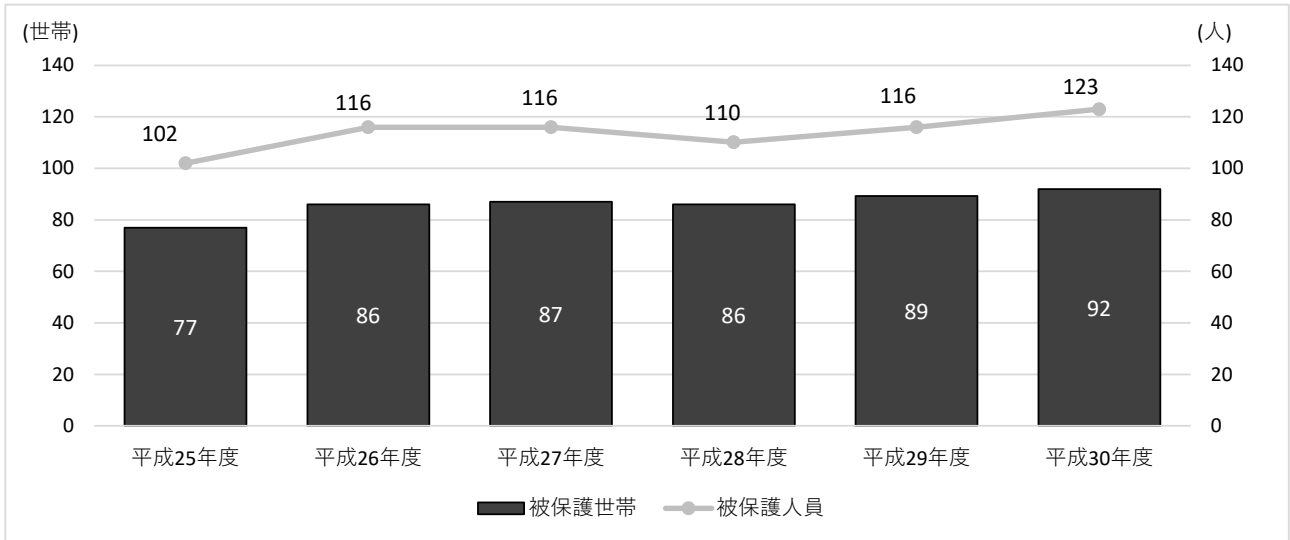
資料：福祉介護課資料（各年3月末時点）



## (10) 生活保護世帯の現状

生活保護世帯の現状についてみると、被保護世帯と被保護人員はいずれも増加傾向にあり、平成 30 年度では 92 世帯、123 人となっています。

### ■生活保護世帯数及び被保護人員数

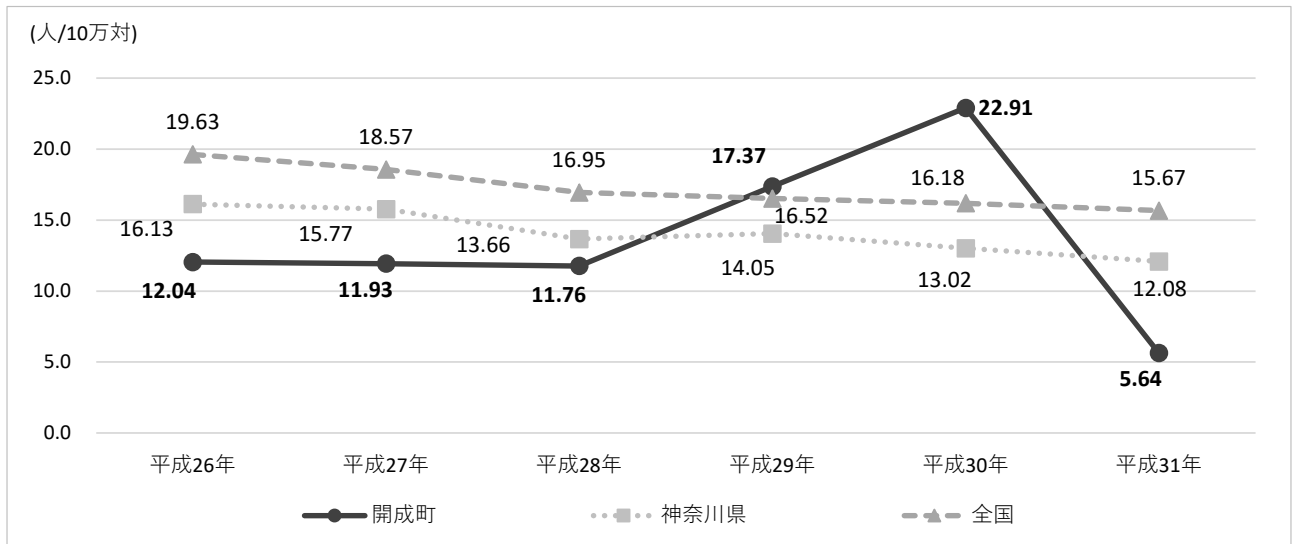


資料：県勢要覧

## (11) 自殺死亡率の推移

自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）の推移をみると、年によって増減があるものの、平成31年は5.64となっており、神奈川県や全国に比べ低くなっています。国や神奈川県と比べて人口や自殺者数が開成町では少ないため、数人の自殺者数で、自殺死亡率は大きく変化する現状となっています。

### ■自殺死亡率の推移

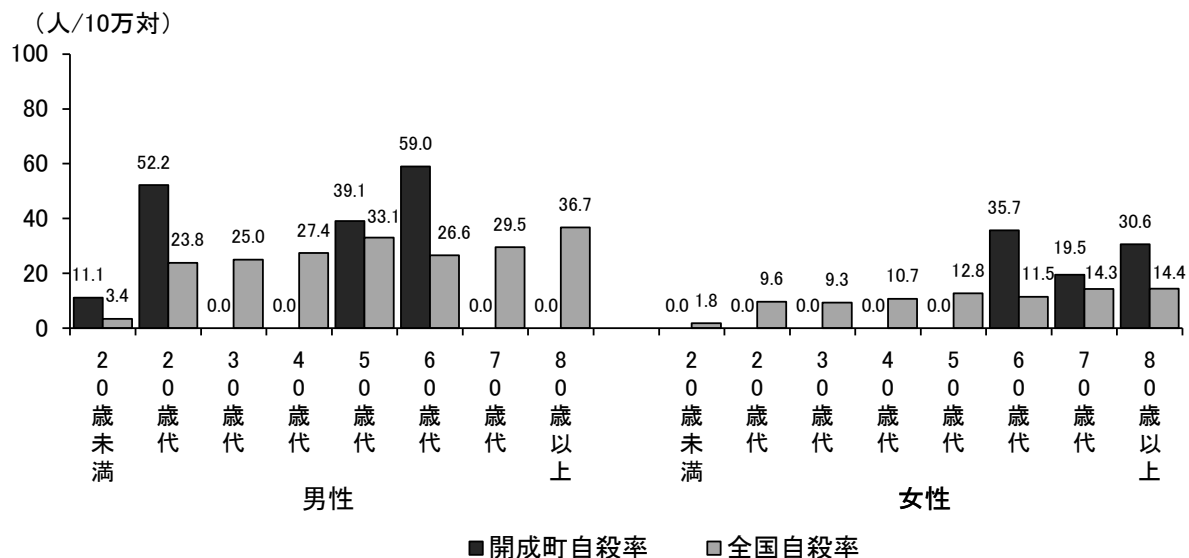


資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

## (12) 性別・年代別自殺死亡率

性別・年代別の自殺死亡率をみると、男性では20歳未満と20歳代、50歳代、60歳代で全国に比べ高くなっています。女性については60歳代以上で全国自殺率を上回っています。

### ■性別・年代別自殺死亡率（平成27～31年平均 住居地、10万対）

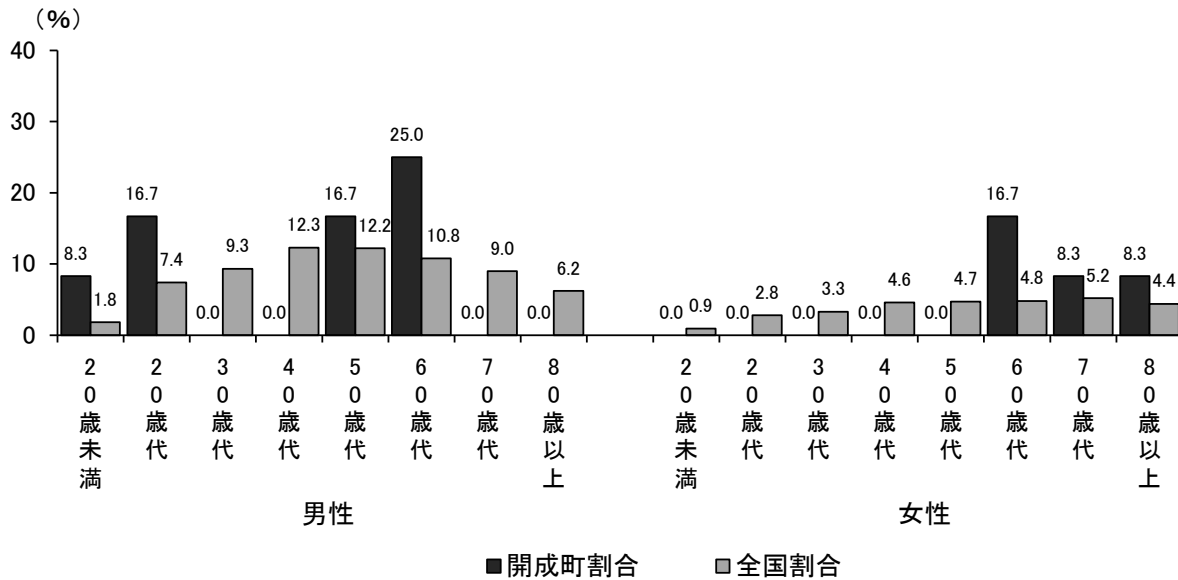


資料：地域自殺実態プロフィール

### (13) 性別・年代別自殺者割合の状況

性別・年代別の自殺者割合をみると、男性の20歳未満と20歳代、50歳代、60歳代で高くなっています。女性については60歳代以上で全国割合を上回っています。

■性別・年代別自殺者割合（平成27～31年平均 住居地）

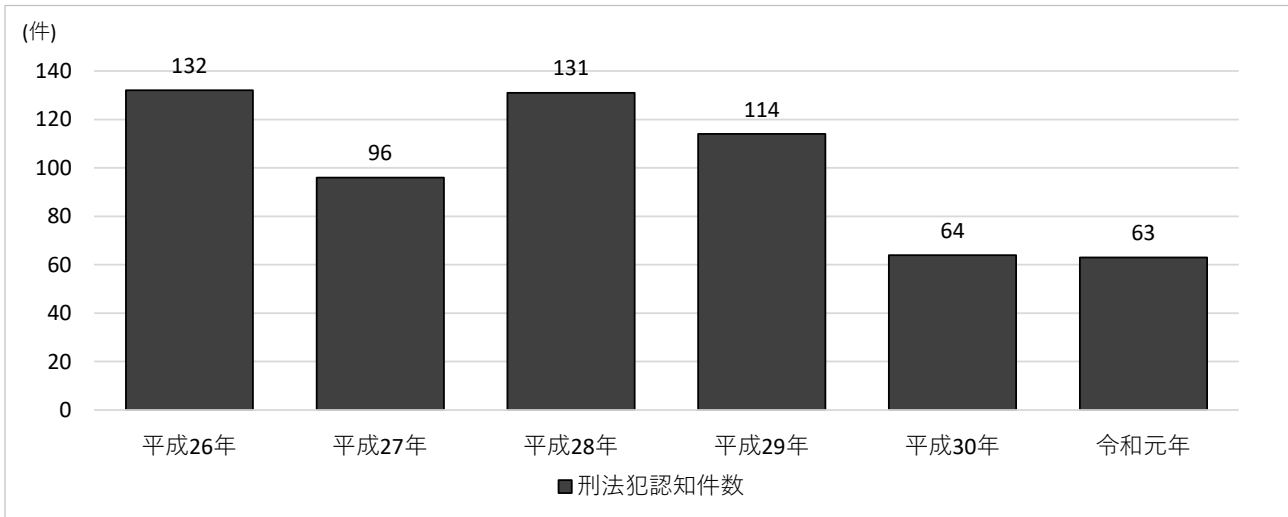


資料：地域自殺実態プロフィール

## (14) 刑法犯認知件数の推移

開成町の刑法犯認知件数の推移をみると、年によって増減はあるものの、平成 26～29 年にかけて 100 件前後で推移していましたが、平成 30 年以降は減少傾向にあり、令和元年では 63 件まで減少しています。

### ■開成町の刑法犯の認知件数の推移



資料：神奈川県警察 犯罪統計（刑法犯 罪名別市区町村別認知件数）

## (15) 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（少年除く）

刑法犯検挙者に占める再犯者数の割合をみると、開成町を管轄する松田警察署管内では 44.3%となっており、神奈川県、全国に比べやや低くなっています。

### ■刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（令和元年）

	松田警察署管内	神奈川県合計	全国計
合計	70	9,676	172,197
初犯者	39	4,679	85,245
再犯者	31	4,997	86,952
再犯率 (%)	44.3	51.6	50.5

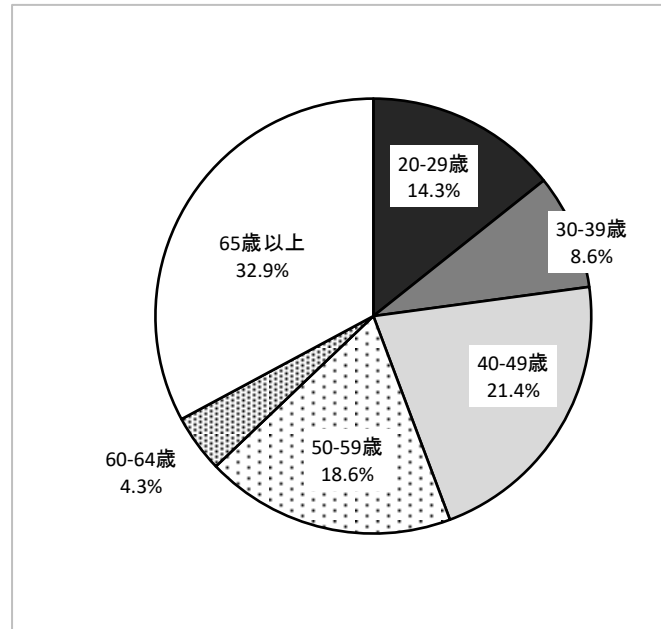
資料：警察庁提供データに基づき、法務省東京矯正管区作成

※松田警察署は（南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町）の 1 市 5 町を管轄。

## (16) 刑法犯の犯行時年齢別検挙人員の割合（少年除く）

松田警察署管内における刑法犯の犯行時年齢別検挙人員の割合についてみると、65歳以上が32.9%、次いで40-49歳が21.4%、50-59歳が18.6%となっており、特に高齢者の割合が高くなっています。

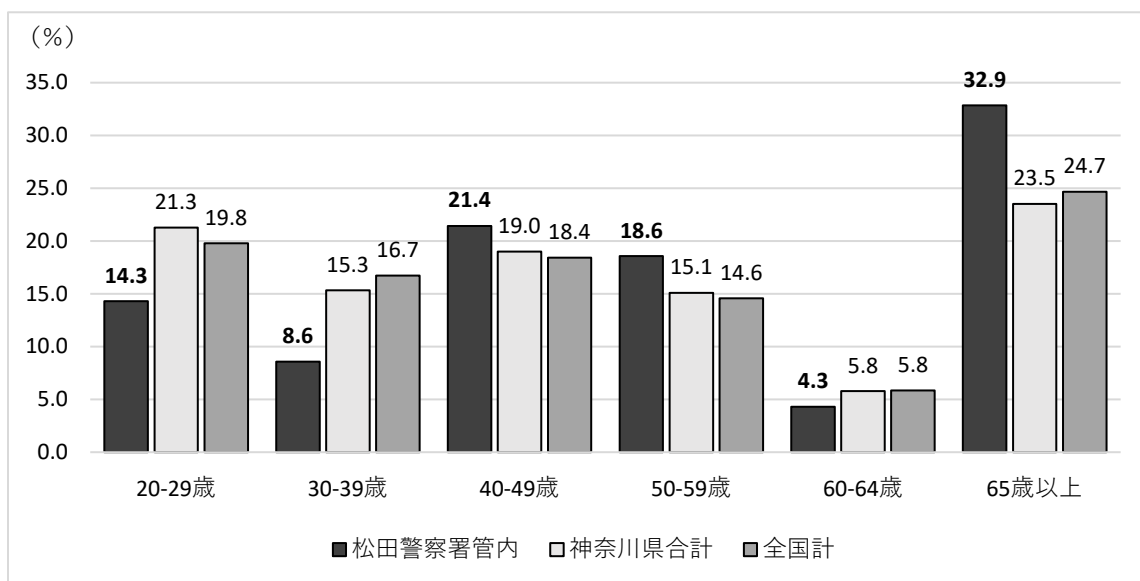
### ■刑法犯の犯行時年齢別の割合（松田警察署管内・令和元年）



資料：警察庁提供データに基づき、法務省東京矯正管区作成

神奈川県、全国との比較をみると、65歳以上の割合が約3割と高くなっています。

### ■刑法犯の犯行時年齢別の割合（令和元年）

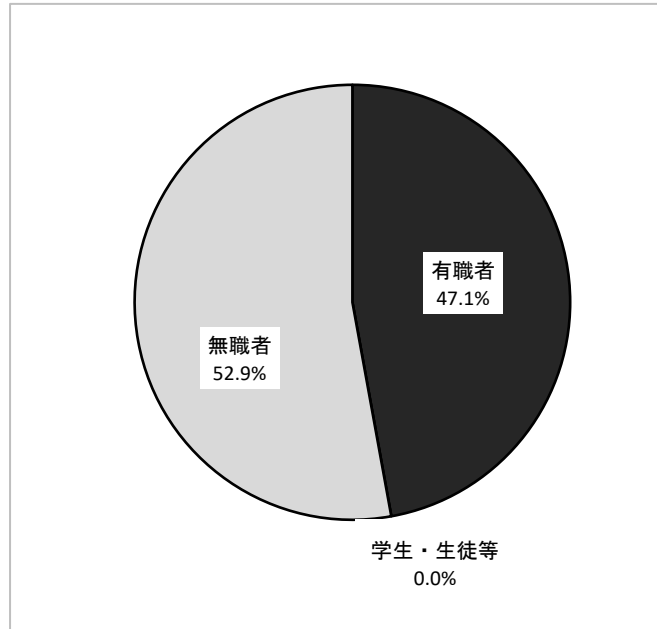


資料：警察庁提供データに基づき、法務省東京矯正管区作成

### (17) 刑法犯の犯行時職業別検挙人員の割合（少年除く）

松田警察署管内における刑法犯の犯行時職業別検挙人員の割合についてみると、無職者が 52.9%、次いで有職者が 47.1%、学生・生徒等が 0.0%となっています。

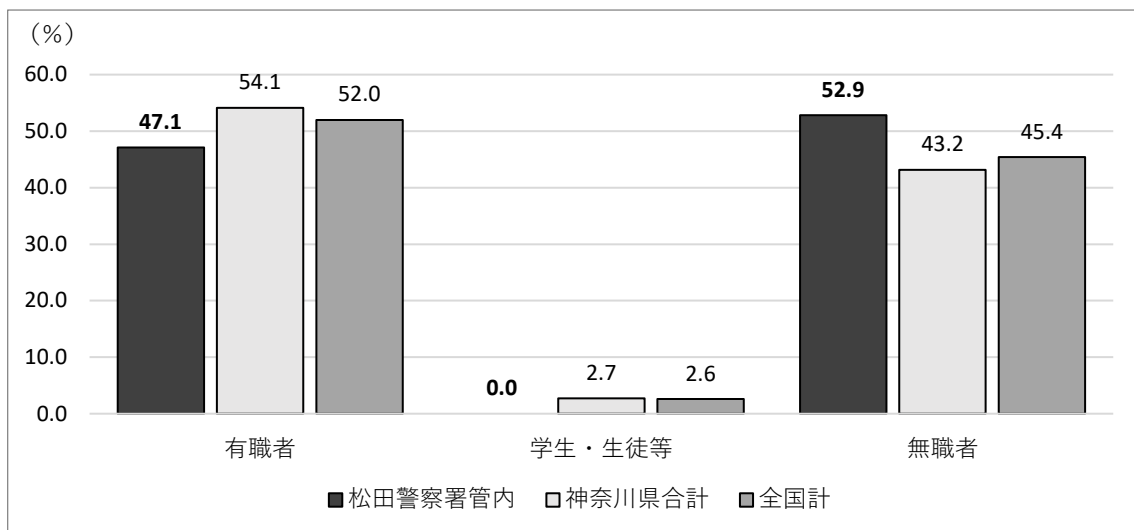
#### ■刑法犯の犯行時職業別の割合（松田警察署管内・令和元年）



資料：警察庁提供データに基づき、法務省東京矯正管区作成

神奈川県、全国との比較をみると、無職者の割合がやや多くなっています。

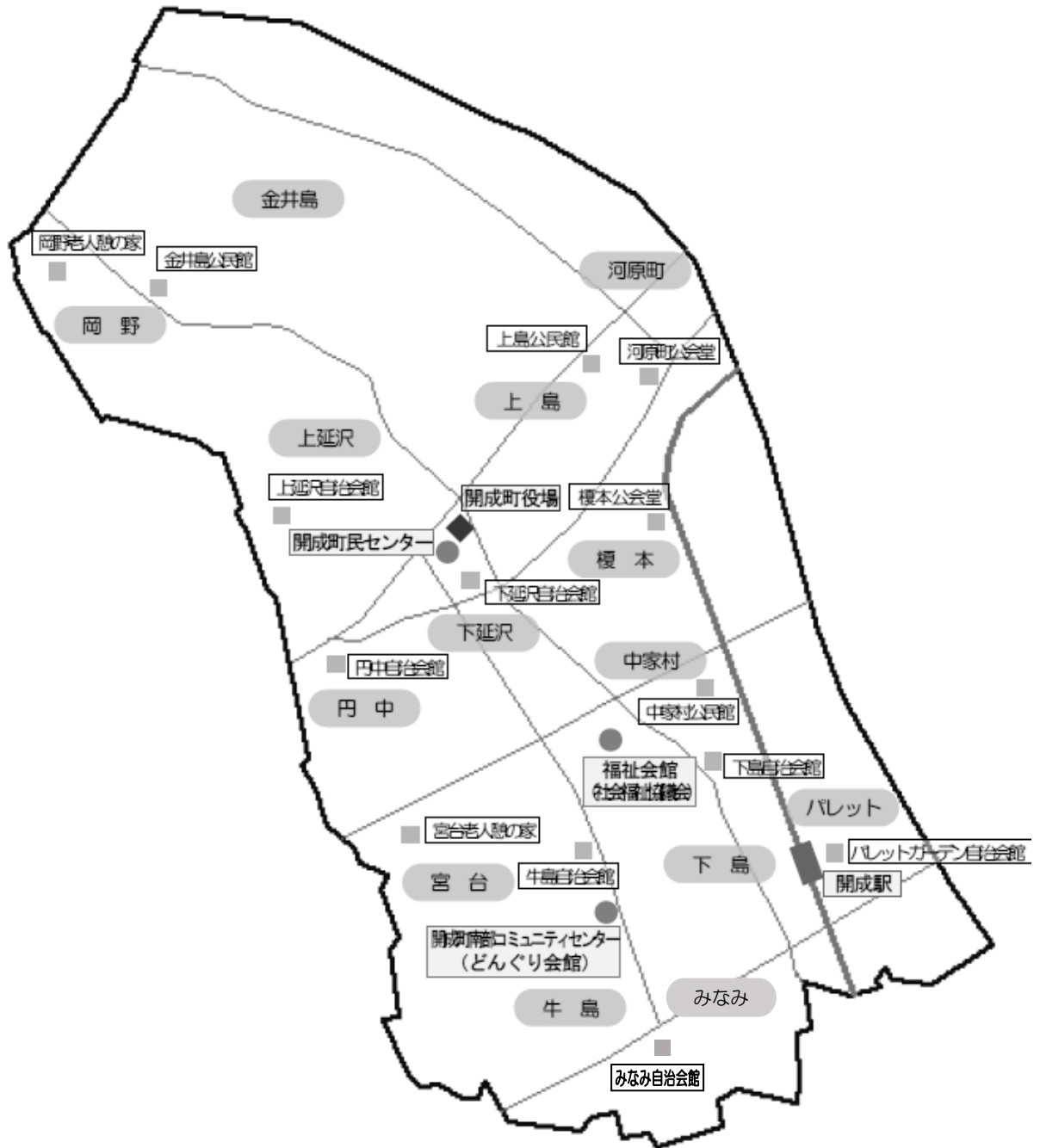
#### ■刑法犯の犯行時職業別の割合（令和元年）



資料：警察庁提供データに基づき、法務省東京矯正管区作成

## (18) 開成町の地区及び公共施設

### ■自治会地図・施設地図



## 2 団体ヒアリングの結果概要

### (1) 団体ヒアリングの概要

調査地域	開成町社会福祉協議会に登録しているボランティア団体（10 団体）
調査回答団体	8 団体
調査期間	令和2年8月5日～9月4日

### (2) 主な意見

#### ◆課題について

- ・構成員や参加者が5年前と比較し減少しているといった意見が最も多かったほか、道具や荷物の保管場所がなく困っているといった意見が見受けられました。
- ・一方、特に困ったことは無いといった意見も多くみられました。

#### ◆これからの開成町の福祉で重点的に取り組むべきこと

- ・「住民がお互いに助け合えるまちづくり」が最も多く、他に「気軽に集まれる場の充実」や「生活困窮者や要援護者等の支援」等が挙げられています。

#### ◆他団体との連携について

- ・現在、他団体との連携があると答えた団体は2団体でした。救護支援の相互参加や町の事業等に実行委員会として参画されています。

#### ◆連携する場合何を希望するか

- ・連携する場合何を希望するかについては、「情報の交換と共有」が意見として挙げられました。

#### ◆連携しようとする上で困っていること

- ・連携しようとする上で困っていることについては、「連携の必要性を感じていない」が最も多くなっており、次いで「自分が多忙で連携まで手が回らない」や「組織・団体の人に出会う機会がない」等が多くなっています。



### 3 地区別ふくし座談会の結果概要

#### (1) 地区別ふくし座談会（平成 30 年度）の概要

開成町社会福祉協議会の役職員が町内全地区へ赴き、住民の方々と膝を交えながらこれからの福祉のありかた等を話し合うことにより、福祉活動における自治の実現をめざした様々な取り組みのより一層の充実・発展を図るとともに、開成町らしい福祉コミュニティ（共助文化づくり）に寄与することを目的として、本座談会を開催しています。（隔年開催）

調査対象団体	地区にお住まいの方や、民生委員含む自治会福祉部スタッフ、地区内の各種団体関係者（自治会、婦人会、老人クラブ、ボランティアグループ等）
調査期間	平成 30 年 9 月 22 日～11 月 25 日

#### (2) 座談会での意見

##### ・①開成町における自治会福祉活動の現状

- ・仲間 4 人で見守り隊をつくり、ご家族の了解を得たうえで認知症になった仲間を見守る活動をしています。【下延沢】
- ・高齢者向けのサロンを月 1 回やっていますが、出てこられる人は大体同じ顔ぶれであり、出てこない人をどうするかという問題があります。【円中】
- ・サロンでは「一緒に楽しもう」とやっています。参加される方は女性がほとんどですが、男性もおられ、「今度こんなことをやろう」と提案してくださる方も。みんなで一緒に食事を取るのですが、それを楽しみに来てくださる方もおられ、私たちの励みになっています。【宮台】
- ・新しく転入して来られた世帯へ、子どもの健診の案内をすると同時に「自治会に入ろう」と案内していますが、強くは言えない現状があります。【上島】
- ・老人クラブでも友愛チームで見守り活動をされており、別に民生委員も同様の活動をされています。重複している部分もありますので、一体化なり連携していけば無駄がなくなり、活動も密度が濃くなっていくかもしれません。【河原町】
- ・地区内のアパートへは自治会長の私が広報等を直接ポスティングしていますが、あるとき一軒だけポストに何日分か郵便物が溜まっていたことがありました。心配になり、すぐ管理会社へ連絡したところ、幸い問題はありませんでした。【榎本】
- ・集合住宅特有の閉鎖性はありますが、実際イキキ健康体操への出席率が高いです。ただ参加者はほとんどが女性で、男性はそうしたサークル活動へはほとんど出てきません。孤立化しないようにしたいです。ぜひ男性も積極的に出てきてもらい、顔見知りを増やしてほしいです。それが見守りにもつながると思います。【パレットガーデン】

## ②開成町における自治会福祉活動の課題

- 円中の老人クラブの活動は無償でやっていますが、私は頼む以上は何らかのお礼をしたほうがよいと思います。無償だと申し訳ない気がします。無料だと頼みにくいです。儲けを出すのではなく、1回100円とか200円の安い金額でやれば、希望される方はいるでしょう。【円中】
- イキイキ健康体操に来られる方は、元気な高齢者がほとんどです。もう少し年齢の下の方にも参加してほしいです。【宮台】
- サロンや健康体操もそうですが、自分たちだけで考えるのには限界があります。専門知識をもった外部の方の応援を仰ぐこともあってよいのではないのでしょうか。【宮台】
- 高齢者向けサロンを福祉部主催で年4回ほどやっていますが、参加される方が固定されてきてしまっています。地区内75歳以上の方全員へ参加してもらえるよう声をかけますが、「元気だからまだいい」と断られます。「からだが弱ってきたから参加」でなく、元気なうちから参加して一緒におしゃべりなどしてほしいのですが、地域の人たちがいつでも訪ねて来られるような場所をつくるのが一番かと思いますが、福祉部だけでは難しいです。【牛島】
- 河原町の高齢化率は高くなっています。私たちのみえないところで、例えば電球交換ができなかったり、ゴミ出しができなくて困っている高齢者はいるでしょう。そういうことを手助けできる組織を河原町にもつくりたいと思っています。【河原町】
- 「困っていることをいってきてください」といっても、なかなか出て来ないと思います。河原町にはいま約160世帯近くありますが、そのうち34の高齢者の要望をどう引き上げていけるかとなると、やはり既存の組織の人たちが通常の活動のなかで吸い上げてくるのがいちばん効果的だし現実的だと思います。【河原町】
- 孤立死などを防ぐ意味でも、近所で何か異常を発見したら、すぐ民生委員へ連絡すればよいのでしょうか。【榎本】
- 生活支援体制整備事業を開始し、地区内で8050問題など近い問題を活動の中で把握した。これは他人事ではなく、手を差し伸べないと孤立化する危惧感があります。どうしたらいいのかわからないのが本音でもあります。【中家村】
- 若い世代が多い地区ゆえの悩みとして、こういう場（座談会）に出るときに子どもをどうするかという託児の問題があります。自治会として託児のしくみをつくりたいと思っています。【みなみ】



## 4 開成町の地域福祉をめぐる課題

### 地域福祉に対する意識の醸成

開成町では、自治会や団体などが地域において様々な活動を実施しているところですが、地区別ふくし座談会の意見では、活動に参加している方が固定化しており、新規の参加者が中々出てこないといった課題も挙げられています。

そのため、地域での助け合いや支え合いを進めていくためにも、地域における住民同士のつながりづくりや、福祉意識の啓発に取り組んでいく必要があります。

### 地域福祉活動の担い手育成

少子高齢化による人口の減少や、若年層の地域福祉への関心の希薄化などにより、地域福祉活動への担い手の減少が問題となっています。また、世代間交流の減少も課題の一つです。

開成町では現在、人口が増加傾向にあるものの、今後迎える人口減少や更なる高齢化により、地域福祉活動の担い手の減少や高齢化が懸念されます。団体ヒアリングにおいても、ボランティアや地域活動における課題として、参加者の減少が挙げられていました。

地域福祉活動の新たな担い手の育成を行っていくためには、地域の状況や年齢層に応じた情報発信などにより、これからの地域を担う人材が積極的に地域活動に参加していくための支援が求められています。また、同世代相互の絆づくりと、共通認識課題への取り組みをバネにした活動を支援することが有効です。

### 地域間で異なる特性や課題への対応

開成町では、地区によって人口構造や資源が異なっており、地区によって課題も様々です。高齢化が進み、単身高齢者世帯や高齢者夫婦世帯の増加による地域福祉の担い手の減少が懸念される地域がある一方、町外から引っ越してきた新たな住民の方が多く、近所付き合いの希薄化や、特に若い世代の方への地域福祉に対する意識等地域で異なる特性が発生しています。

地区別ふくし座談会においても、北部地域での意見では高齢化が、南部地域での意見としては生活支援体制整備や見守りの事業がなかなか実施しづらい、といった現状がありました。

また、地域ごとの特性や課題を適切に把握し、課題に応じた柔軟な支援を行っていく必要があります。

### 包括的な支援体制の構築

近年、少子高齢化による高齢者世帯・単身者世帯の増加や、介護と育児の両方を行う「ダブルケア」の問題や8050問題など、様々な分野の課題が複合し、生活課題が多様化・複雑化しています。

地域における多様なニーズに対応するために、地域の実情に応じ、児童・高齢・障がいの各分野を超えて、身近な地域で複合的な課題を『丸ごと』受け止める場として、福祉・保健・医療・権利擁護・雇用・就労・産業・教育・住まいなど、多機関が連携した包括的な支援体制の構築が求められています。

開成町においても、分野の枠や組織を超えて、縦割りでは対象から漏れやすい課題を抱えている方や家族を丸ごと受け止められるよう、支援体制の充実を図ることが必要です。

## 第3章

### **基本理念・基本目標・施策の考え方**

# 1 基本理念

地域福祉では、地域の課題を「自助」「公助」を活かしながらも、解決が難しい問題については、みんなで支え合い、地域の力を活かすことで必要な人に支援が届く「共助」の考え方が大切です。開成町ではこの「共助」の考え方を推進した「福祉のまち」づくりを目指してきました。

そのため、本計画においても引き続き、「みんなで育もう！ 誰もが安心してイキイキと暮らせる福祉のまち かいせい」を基本理念に掲げ、計画を推進していきます。

## 基本理念

**みんなで育もう！**

**誰もが安心してイキイキと暮らせる福祉のまち かいせい**

# 2 取り組みの方向

## ～地域共生社会の実現～

子どもや高齢者、障がいのある方など、すべての人々が地域や暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる社会を「地域共生社会」と言います。

開成町では、地域福祉が支え手側・受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民のみなさんがそれぞれに役割をもち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、地域の公的福祉サービスと協働し助け合いながら安心して暮らすことができるしくみを構築し、「地域共生社会」を実現します。



## 3 地域共生社会の実現に向けて持つべき視点

### ①地域で共生の文化を創出する挑戦【共生文化】

…個人の尊厳が尊重され、多様性を認め合うことができる地域社会をつくり出していくこと、それは住民主体による地域づくりを高めていくことです。地域のなかで社会的孤立・排除をなくし、誰もが役割をもち、お互いに支え合っていくことができる地域共生社会を創出することにより、地域の文化として定着するよう挑戦し続けていきましょう。

### ②地域のすべての人々が参加・協働する段階へ【参加・協働】

…住民、福祉関係団体、自治会、民間事業者、社会福祉法人、民生委員・児童委員、行政等といった多様な主体がそれぞれに活動するだけでなく、みずからの地域福祉を推進していくために分野や世代を超えて参加・協働すること、つながりの再構築が求められます。地域のなかで具体的に連携する「しくみ」と「対話・協議」をしていく過程を重視し、合意形成をすすめていきましょう。

### ③重層的なセーフティネットの構築【リスクの軽減】

…本人の意思や尊厳の尊重を前提としつつ、近隣住民の方々による見守りなどの支え合い活動や企業との連携による情報提供、専門職によるアウトリーチなどにより、地域のなかで重層的なセーフティネットを構築し、抱えている問題が深刻化するまえに支援につなげリスクを軽減する体制づくりをすすめていきましょう。

### ④包括的な支援体制の整備【包括的支援体制】

…社会的孤立や制度の狭間、サービスにつながらない生活課題について、福祉、保健、就労、教育、権利擁護といった関係機関の枠を超えて、地域全体で支え合い解決できる包括的支援体制をつくり、地域連携をすすめていきましょう。

### ⑤「支え手」「受け手」が固定されない参加・働く場の創造【多様な場の創造】

…生活課題に即して福祉分野から地域づくりについて積極的に提案することにより、これまで支援の「受け手」であった人が「支え手」に回り、また「支え手」が「受け手」に回れるような、お互いに活かし合う、支え合う地域づくりをすすめていきましょう。立場や世代を超えた参加の場や誰もが自分らしく活躍できる就労の場を地域の中につくり出していきましょう。

## 4 基本目標

基本理念を実現するために、3つの基本目標を定め、事業を推進していきます。

### 基本目標 1 人材づくり

～福祉への理解と関心を深め、地域福祉の担い手を発掘・育成します～

地域での助け合い・支え合いの推進に向け、住民一人ひとりの地域福祉への理解・関心の醸成を目指します。そのため、教育機関等による福祉教育の支援や個人の知識・技術を生かせる活躍の場づくりに取り組みます。また、地域住民だけでなく地域福祉を支える人材や団体の育成・支援に取り組みます。世代間交流を通して、各世代文化を伝え合い、互いに活かし合う関係をつくり、視野の広い人材づくりを進めます。

### 基本目標 2 地域づくり

～住民同士の支え合いの関係づくりを促進します～

住民同士の支え合いは「おたがいさま」といった地域の相互扶助により人々の暮らしは支えられてきましたが、工業化、都市化が進み、地域や隣人等に対する「無関心」の問題も一方で発生しました。地域は、住民や隣人等との関係の中で、それぞれの住民が自分らしい生き方を実現する場です。無関心は地域福祉における「最大の敵」とも言われます。

多様化する住民の福祉ニーズに対応するため、公的なサービスだけでなく、住民をはじめ、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO団体等の関係団体や町、社会福祉協議会が協働という考え方のもと「支え手」「受け手」という考え方をこえてあらゆる機関が連携して、みんなで助け合い、支え合う地域づくりを推進します。

### 基本目標 3 しきみづくり

～誰もが自分らしくイキイキと暮らせるよう、支援体制を充実します～

地域に住むすべての人が、住み慣れた地域で安心して、自分らしい生活を送ることができるよう、ニーズに応じた支援や生活環境の整備、相談支援体制の充実、権利擁護の強化に取り組みます。

また、見守りなどの支え合い活動や専門職によるアウトリーチなどセーフティーネットを構築し、リスクを軽減する体制をつくります。



## 5 地域福祉を進める上で重要な視点

地域福祉の推進には、町民、福祉関係者、社会福祉協議会、行政などがそれぞれの役割を果たすとともにお互いに力をあわせ、「自助」「公助」「共助」を重層的に取り組んでいくことが重要となります。

本計画の第4章、第5章では行政、社会福祉協議会の役割を示しています。ここでは、町民のみなさんと地域福祉を推進するにあたり、町民のみなさんができる取り組みについて示しています。

### ■「自助」「公助」「共助」のイメージ

#### 自助

個人や家族で課題解決

例：日頃のあいさつ、自治会への加入 など

#### 共助

町民同士の支え合いの取り組みは地域で協力して行う

例：自治会活動、見守り活動、助け合い活動 など

#### 公助

自助、共助では対応できない公的支援

例：障がい福祉サービス、高齢福祉サービス、  
児童福祉サービス など

### ●●町民のみなさんができる取り組み●●

#### 基本目標1 人材づくり

- 町や社会福祉協議会、福祉団体等が発信する情報への関心を深めるとともに、情報を積極的に活用しましょう。
- 体験や研修会に参加するなどの学習機会に積極的に参加するなど、一人ひとりが福祉への理解と意識の向上に努めましょう。
- お互いの理解を深めるため、研修会やイベントなどを通じて世代間交流活動に積極的に参加しましょう。
- 地域での助け合い活動やボランティア活動について話し合う機会をつくり、理解を深めるとともに、活動に積極的に参加・協力しましょう。
- 地域にある様々な生活課題を自らの課題として受け止め、その解決に向けて何ができるか考えましょう。
- 自らの趣味や技術、知識や経験を活かし、地域の福祉活動等へ積極的に参加・協力しましょう。
- お互いの人権を尊重する意識を高めましょう。
- 民生委員・児童委員の活動に興味や関心をもちましょう。



## **基本目標 2 地域づくり**

- 自治会への加入をすすめ、各種の地域行事に積極的に参加・協力しましょう。
- 町や社会福祉協議会が発信する福祉に関する情報への関心を深め、積極的に活用しましょう。
- 地域福祉への理解を深め、身近な地域で「おたがいさま」の関係づくりをすすめましょう。
- 身近で気になる人に、見守りや声かけを実践しましょう。
- お互いを認めあい、様々な悩みを抱え暮らす人がいることを理解し、地域の生活課題の発見・把握に努めましょう。
- ひとり暮らし高齢者などへの見守り・声かけ、話し相手、ゴミ出しなどを実践し、身近な地域での支え合い、助け合いをすすめましょう。
- 災害避難時の連絡体制や避難の方法など確認しましょう。防災訓練に参加しましょう。
- 自治会（福祉部）、民生委員・児童委員、ボランティア、福祉当事者団体、NPO 団体などとの交流・連携をすすめましょう。

## **基本目標 3 しくみづくり**

- 悩みごとは一人で悩まずに、家族や友人に相談をしたり、福祉で困ったことがあったら、相談窓口を積極的に利用しましょう。
- 利用ができるサービスについて、適切に活用しましょう。
- 困っている人や悩みを抱える人たちから助けを求められたときは、相談にのり、相談窓口を紹介しましょう。
- 町や社会福祉協議会が発信する福祉に関する情報への関心を深め、積極的に活用しましょう。
- 地域福祉への理解を深め、身近な地域で「おたがいさま」の関係づくりをすすめましょう。
- お互いを認めあい、様々な悩みを抱え暮らす人がいることを理解し、地域の生活課題の発見・把握に努めましょう。
- ひとり暮らし高齢者などへの見守り・声かけ、話し相手、ゴミ出しなどを実践し、身近な地域での支え合い、助け合いをすすめましょう。
- 自治会（福祉部）、民生委員・児童委員、ボランティア、福祉当事者団体、NPO 団体などとの交流・連携をすすめましょう。
- 更生保護など再犯防止の支援について興味、関心を深めましょう。

## 第4章

# 開成町第4期地域福祉計画

# 基本目標 1 人材づくり

## 施策 1 福祉において知る、学ぶ機会を充実します

### ■ 現状・課題・目指す方向

地域での支え合いのしくみを構築するためには、町民一人ひとりがお互いの人権を尊重しながら、支え合い・助け合いの意識を持つことが大切です。

一方、地区別ふくし座談会の意見をみると、活動の参加者の固定化が見られ、新規の参加者が少ない状況の中で、意見の固定化が見受けられるといった意見もあります。

そのため、大人も子どもも等しく福祉を学ぶ機会をつくり、「福祉のまちづくり」の推進を意識した福祉教育を進めながら、福祉への理解を深め、自らが支え合いに関わることにつなげていくことが重要です。

開成町では、乳幼児期から小中学生、高校生、成人、高齢者まで、誰もが人権尊重と福祉について気軽に学ぶことができるよう、福祉教育の充実を図ります。

### 町の取り組み

- 福祉に対する認識と理解を深めていけるよう、「広報かいせい」や町のホームページなどの多様な情報媒体を活用し、福祉情報の提供や社会福祉協議会が実施する事業への参加呼びかけなど、町民が自主的に福祉を学べる福祉教育の推進に努めます。
- 生徒を対象とした認知症サポーター養成講座や人権擁護委員による花いっぱい運動（人権教育）などを実施し、幼児から児童・生徒が福祉に触れる機会を設け、福祉教育への関心を向上させます。
- 障がいへの理解を広く周知し、社会全体で障がい児者への差別解消と合理的配慮（※）を推進します。
- 平成 28 年に定められた「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及、啓発とともに「すべての人のいのちを大切に」「誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する」「いかなる偏見も差別も排除する」ことを推進します。
- 身近な地域で福祉に対する地域住民の理解が深まるよう、自治会等の要請に応じた出前講座などを実施するなど、学習機会の拡充に努めます。
- 人権擁護委員による人権相談や人権啓発活動の実施、人権講演会の開催、人権啓発物品などの配布を行うことで、人権について学ぶことができる機会の充実に努めます。
- 社会のあらゆる場面において、固定的な役割分担意識の是正に向けた啓発を推進し、男女共同参画のまちづくりに努めます。

※合理的配慮…障がい児者が他の人と平等な人権や自由を享有するために必要かつ適当な、「均衡を失した負担又は過度の負担」を課さない程度における配慮のこと

### ■ 5年後の目標

目標	令和7年度
福祉を学ぶ機会があると感じる町民の割合 (地域福祉アンケート)	80%以上

## 施策2 地域で活動する担い手の確保に取り組みます

### ■ 現状・課題・目指す方向

地域福祉の推進のためには、一人ひとりが福祉への興味や関心を高め、隣近所や地域での助け合いにより、困りごとを抱えている人を支え合うことのできる環境が求められています。特に地域では多くのボランティアやボランティア団体が活動しており、地域福祉の課題解決や地域づくりの一端を担う重要な存在となっています。

一方、少子高齢化や若年層の地域福祉への関心の希薄化等により、地域福祉活動やボランティアの担い手不足が懸念されています。

こうした担い手の高齢化や不足等を解消するためにも、社会福祉協議会と連携を取りながら、町民が気軽に参加できるような工夫を行い、地域福祉活動やボランティアへの参加促進を図ります。

#### 町の取り組み

- 町民が地域福祉に関心をもち、一人ひとりが地域福祉の担い手として、できる範囲の実践活動につなげていけるよう、福祉教育の充実に努めます。
- 地域リーダーやボランティア人材の育成に向けて、地域福祉や地域共生社会の考え方などを学ぶ研修会や講座の開催を支援します。
- 社会福祉協議会と協働し、地域と行政をつなぐ人材の充実に取り組みます。
- 社会福祉協議会と連携のもと、ボランティア講座などの充実に努め、ボランティアの養成に努めます。また、ボランティアを身近に感じ、気軽に参加する人が増えるよう、社会福祉協議会と連携し、広報かいせい、町や社会福祉協議会のホームページ等を活用して、ボランティア団体の紹介や募集、ボランティアに関する情報提供を充実します。
- 町民活動サポートセンター（仮称）を設置し、町民の自主的活動を支援します。

### ■ 5年後の目標

目標	令和7年度
ボランティアや地域活動に関心があり、ボランティア講座などに参加したことがある町民の割合（地域福祉アンケート）	70%以上

### 施策3 専門的な福祉人材の育成・確保、支援に取り組みます

#### ■現状・課題・目指す方向

地域福祉では、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画することが大切です。このため、身近な場所で福祉を学び、実践しながら経験を重ねる機会や場を提供し、地域を支える福祉人材を発掘します。

また、福祉課題やニーズは多様化、複合化しています。複雑な課題を抱えた人を受けとめ、寄り添い、専門的支援ができる人材の育成と定着がますます重要となっています。

#### 町の取り組み

- 社会福祉協議会と連携し、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネートを行う生活支援コーディネーター（※）を配置し、助け合い・ネットワーク活動の創出、展開を促進します。
- 民生委員・児童委員や各種相談員、福祉・保健・医療に関わる町職員などの専門性と資質の向上を図るため、関係機関が実施する研修への参加促進に努めます。
- 神奈川県や関係機関が実施する研修に関する情報を積極的な収集に努め、情報発信に努めます。
- 地域の担い手養成講座など地域における福祉人材の育成を支援します。
- ファミリー・サポート・センター（※）にて子育ての相互援助活動（子どもの預かりなど）を担う人材の講習及び交流を行うほか、預かり活動等を通して多世代交流の促進を図ります。
- 介護予防の推進を担うかいせいいきいき健康体操指導員数を確保し、活動を安定・継続できるような組織に育成するため、定期的に指導員講習会、現任研修を開催します。
- 広域連携のもと、手話奉仕員養成講座を定期的で開催し、意思疎通支援の充実を図ります。
- 大規模災害発生時に災害時要援護者拠点施設が設置された場合、要援護者等の生活の質（QOL ※）の向上を図るため、医療職、介護士等の専門職の登録事業を実施します。

※生活支援コーディネーター…高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たすもの。本町では平成28年度に社会福祉協議会に配置しました。

※ファミリー・サポート・センター…乳幼児や小学生等の子育て中の保護者等を会員として、子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行う者との相互援助活動に関する連絡や調整を行います。

※QOL…Quality Of Life の略。

#### ■5年後の目標

目標	令和7年度
手話奉仕員養成講座の実施	隔年に1回 (現任研修の実施を含む)

## 基本目標 2 地域づくり

### 施策 1 地域の支え合いを促進して、支援を必要とする人を見守ります

#### ■現状・課題・目指す方向

誰もが地域で安心して暮らしていくには、支援を求めている人を地域ぐるみで見守り、助け合いによる支援やサービスの利用につなげることが大切です。

開成町では、自治会単位で強固なコミュニティが形成されており、地区ごとに活発な地域福祉活動が展開されているほか、NPO 団体、老人クラブ、婦人会、民生委員・児童委員協議会、障害者団体など様々な活動主体が地域福祉活動に取り組んでいます。また、生活支援体制整備事業を開始し、地区における課題の把握や解決に努めています。

一方、南部地域を中心とした自治会加入率の低下や、生活支援体制整備や見守りの事業がなかなか実施しづらいといった課題や、問題を把握した際にどのように対処したら良いのかわからないといった課題もあります。

今後も福祉に関する情報提供の発信をより充実するとともに、自治会等の地域コミュニティへの支援を行い、地域の生活課題を地域全体で支える活動の展開を促進することで、町民同士の支え合い・助け合いのまちづくりを推進します。

#### 町の取り組み

- 自治会と連携し、活動的なコミュニティの形成をすすめるため、自治会への加入を促進するとともに、自治会福祉部による活動の支援に取り組めます。
- 社会福祉協議会と連携し、活動推進体制の整備や生活支援の取り組みの充実へ向けた支援を強化します。
- 人と人がつながり、孤立する人を出さないコミュニティづくりへの支援に取り組めます。
- 社会福祉協議会と連携し、新たな福祉課題に対応した、助け合い・ネットワーク活動の創出・展開を促進します。
- 災害発生時において、自力で避難することが困難な人をはじめとする要援護者などの安全を確保するため、行政、社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員が連携し災害時要援護者登録制度を推進し、災害時の安否確認や支援に備える体制を推進します。
- 認知症高齢者徘徊搜索模擬訓練（仮称）を実施し、地域ぐるみで認知症高齢者の安全の確保と事故防止に役立てるとともに、様々な支援が必要とされる人の早期発見、保護につながるよう、関係機関との連携を進めます。
- ゲートキーパー（※）の養成、育成に努めます。

※ゲートキーパー…自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話をきいて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人

#### ■5年後の目標

目標	令和7年度
認知症高齢者徘徊搜索模擬訓練（仮称）の実施	年1回

## 施策2 地域での様々な取り組みをつなげて支援の輪をひろげます

### ■現状・課題・目指す方向

地域の中ではボランティア、福祉当事者団体、NPO 団体等、様々な福祉に関する団体が地域で活動しています。多様な団体と地域住民とが共につながりのある地域をつくるには、地域資源を効率的に活用し、支援に隙間が生じないようにすることが重要です。

一方、団体ヒアリングの結果では、連携する場合に希望することとして「情報の交換と共有」が最も多くなっているなど、活動主体間での情報共有や連携に課題がみられます。

複雑で多様な地域生活課題の解決に取り組むことができるよう、各団体や関係機関、地域住民、行政、学校、幼稚園・保育園、事業所、社会福祉協議会等が連携を深め、それぞれの活動の活性化を推進していく必要があります。

### 町の取り組み

- 福祉、保健、医療、雇用、教育など、生活関連分野間の横断的なネットワークづくりに取り組みます。
- 社会的孤立や孤独死を防ぐため、身近な地域でのあいさつや声かけ、見守りなどを促進し、町民同士が知り合い交流する意識の浸透を図るとともに、個人情報保護に留意しつつ、庁内関係課や社会福祉協議会、民生委員・児童委員による情報の連携やネットワークを構築します。
- 生活支援コーディネーターを中心に、生活支援の地域課題に対し、地域の生活支援関係者とのネットワークの構築支援に取り組みます。
- 町民自ら自発的に地域の課題を把握し、地域住民と交流を図ることができる取り組みや拠点整備（町民活動サポートセンター（仮称）（※）、開成町福祉会館）などの環境整備に努め、町民同士の交流の促進を図ります。
- 自治会、老人クラブ、関係機関、福祉当事者団体など、様々な活動主体によって展開される地域活動を通して、地域住民が交流を深めることができるよう、それぞれの活動の活性化に努めます。
- 転入者で要介護認定を受けている方や障がい者手帳を所持されている方、75 歳以上の方と地域を結ぶため、新たな生活を始めるにあたって必要な情報提供をする「ようこそ訪問事業」を民生委員・児童委員と連携して実施します。

※町民活動サポートセンター（仮称）…町内を中心に活動している町民公益活動団体が会議や作業をするための場所を提供したり、広報活動などを支援したりすることによって、町民活動を応援するための施設です。

### ■5年後の目標

目標	令和7年度
町民活動サポートセンター（仮称）や町福祉会館を利用し、地域福祉活動に参加した人数（地域福祉アンケート）	80%以上

## 基本目標3 しくみづくり

### 施策1 包括的（総合的）相談体制の構築を目指します

#### ■現状・課題・目指す方向

少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化など、社会構造の変化の中で、複雑化・複合化した課題が多く課題解決が困難となっています。何らかの課題を抱えたときに、自分で問題に関係する専門相談窓口を見極め、課題を整理した上で適切な窓口に出向くことは困難な場合があります。地域福祉における相談窓口は、気軽に訪れることができる身近な相談窓口の整備や、必要な福祉情報をわかりやすく提供することが重要です。

妊娠中、子育て中の方、障がい児者、高齢者、生活困窮者などの方に対する相談体制の整備や相談窓口の周知を通して必要な支援につなげます。また全庁的相談体制の整合性を図りながら、縦割りを超えた柔軟な相談機能の整備が課題となります。

その他、地域住民による支え合いと公的支援が連動した包括的な支援体制の整備を目指し、地域住民や福祉関係者、行政が連携し、解決に向けた支援を行うため、分野横断的な連携を図った包括的相談体制を構築することが求められています。

#### 町の取り組み

- 子育て、健康、障がいのある方、高齢者、発達、ドメスティックバイオレンス（DV）などの窓口機能を充実します。
- 子どもや大人、障がい児者や高齢者など世代や状況に応じた相談体制の整合性を図りながら、相談を総合的に扱うためのしくみづくり（重層的支援体制）を検討します。
- 包括的相談体制の構築に向けて、専門職の確保や人材の育成に努めます。
- 町民主体による助け合い活動と福祉サービスとの連携・協働を強化し、地域における重層的な生活支援のしくみづくりに取り組みます。
- 高齢者、障がい者、児童虐待防止のため、関係機関で構成するネットワークの強化を図ります。

#### ■5年後の目標

目標	現行値（令和2年度）	令和7年度
縦割りを超えた柔軟な相談機能の整備	庁内連携	重層的相談支援体制の構築



## 施策2 支援を必要とする人に対する福祉サービスを充実します

### ■現状・課題・目指す方向

高齢者や障がい児者、子どもなど、支援を必要とする人が地域で安心して暮らしていくためには、適切な福祉サービスが提供されることが必要です。自らにあった福祉サービスを探し、選択し、利用するためには、利用者にわかりやすい情報提供体制が求められます。

また、多様化する福祉ニーズに対応できるよう、多様な形態の福祉サービスの提供支援に努めます。

#### 町の取り組み

- すべての町民が福祉に関する情報を入手し活用できるよう、「広報かいせい」や町のホームページなどあらゆる媒体の活用を通じて、福祉に関する情報提供に努め、必要に応じて個別通知も行います。
- 聴覚・言語・音声機能などの障がいのため意思疎通困難な人が、日常生活の中で必要な情報を受け取ることができるよう意思疎通支援事業の普及・啓発や要約筆記者、手話通訳者の派遣などを実施していきます。
- 各種相談機関、民生委員・児童委員、福祉サービス事業所等と連携して支援が必要な人への適切なサービスの提供に取り組みます。
- 障がい者の地域生活を支えるため、広域連携において地域生活支援拠点整備事業（※）を推進します。
- 介護サービスの適切な給付のため、介護サービス事業者に対して、県と連携し、改善に向けての指導・支援を行います。
- 地域密着型サービス、居宅介護支援事業者の指定権限が町にあることから、町内事業所に対する適切な指定をします。あわせて適正な運営や居宅介護支援事業者に対しては、適正な介護計画となっているかなど助言や指導を行います。

※地域生活支援拠点事業…障がい児者の重度化・高齢化や親なき後を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・育成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じて創意工夫して整備し、障がい児者の生活を地域全体で支える体制。地域において複数の機関が分担して機能を担う体制づくりを広域連携で実施します。

### ■5年後の目標

目標	現行値（令和2年度）	令和7年度
地域生活支援拠点の整備	未整備	1か所整備

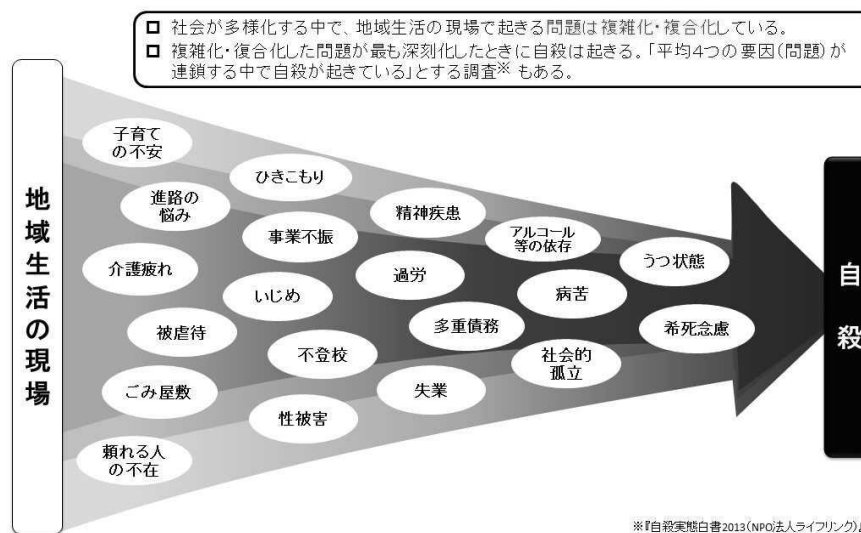
### 施策3 自殺対策を推進します（開成町自殺対策計画）

#### ■現状・課題・目指す方向

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、健康問題、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があり、かつ、複数の要因が重なり合っているとされています。

一方、世界保健機関（WHO）が「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」として明言しているように、自殺は社会的な取り組みにより、防ぐことができる死であるということが世界の共通認識になっています。自殺の危険を示すサインに気づき、早期発見・早期対応を図る体制を構築するとともに、誰にでも起こり得る身近な問題であることを認識し、国や県、関係団体、民間団体、企業、住民等が連携・協働して自殺対策を推進することが重要です。

#### ■自殺の危機要因イメージ図



#### 【自殺に対する基本認識】

- (1) 自殺は誰にでも起こりうる身近な問題である
- (2) 自殺はその多くが追い込まれた末の死である
- (3) 自殺はその多くが防ぐことができる社会的な問題である
- (4) 自殺を考えている人は何らかのサイン（予兆）を発していることが多い

また、自殺総合対策大綱では、令和8年までに人口10万人当たりの自殺死亡率を、平成27年と比べて30%以上減少させることを政府の進める自殺対策の目標として定めています。

開成町の特徴として、平成26年から平成30年までの5年間における自殺の実態について、自殺総合対策推進センターの「地域自殺実態プロファイル」により、開成町において自殺で亡くなる人の割合が多い属性（性別×年代別×職業の有無別×同居人の有無別）の上位5区分が示されています。この属性情報から、町における推奨される重点施策として「高齢者」「生活困窮者」「子ども・若者」「無職者・失業者」に対する取り組みがあげられました。

■ 開成町の主な自殺の特徴（自殺日・住居地、平成26年～平成30年）

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率 (※) (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路(※)
1位：女性 60歳以上無職同居	3	23.1%	29.3	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
2位：男性 20～39歳無職同居	2	15.4%	152.8	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺 ②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
3位：男性 40～59歳無職独居	1	7.7%	680.6	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
4位：男性 60歳以上無職独居	1	7.7%	148.1	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
5位：女性 60歳以上無職独居	1	7.7%	61.9	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

地域自殺実態プロファイル【2019】（自殺総合対策推進センター）

※ 自殺死亡率の母数（人口）は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。

※ 「背景にある主な自殺の危険経路」は自殺実態白書2013（ライフリンク）を参考にした。この危機経路は区分における典型的な例であり、本町の自殺者の実例を示すものではない。

■ 開成町の自殺者数

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年
住居地	2	2	2	3	4	1
発見地	1	1	2	4	4	2

開成町では、国の方針を踏まえつつ、当面の目指すべき目標値として、平成31年の自殺死亡率である5.64を、計画の終了年度である令和7年までに30%程度、すなわち自殺死亡率を3.95まで減少させることを目指します。周囲で悩んでいる人に気づき、必要な支援につなげることができるよう、ゲートキーパーの養成を進めるとともに、不安や悩みを一人で抱え込むことの無いよう、相談体制の整備や相談先の周知・啓発を行います。また、自殺のハイリスク層である「高齢者」、「生活困窮者」、「子ども・若者」、「無職者・失業者」の方への対策を中心に自殺対策の取り組みを総合的に推進し、「生きることの包括的な支援」として自殺対策の基盤強化を図りつつ、施策を推進していきます。

## 町の取り組み

- 「地域におけるネットワークの強化」として、庁内各部署や既存の各種連絡会議、関係機関、民間団体等と連携して、総合的かつ効果的に自殺対策を推進します。
- 「自殺対策を支える人材の育成」として、自殺防止に関する正しい知識の普及啓発や、自殺のサインに気づき、声をかけ、話を聞き、専門家につなぎ、見守る「ゲートキーパー」の役割を担う人材の養成を行います。町職員へのゲートキーパー研修を実施するとともに、町民の身近な相談役である民生委員・児童委員をはじめ、様々な職種を対象にゲートキーパーの人材確保と養成を行います。
- 「町民への普及・啓発」として、自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識のもと、自殺や自殺対策について正しい知識、認識の普及・啓発に努めます。自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるよう町民向け講演会などを開催します。
- 「町民への普及・啓発」として、自殺予防週間、自殺対策月間における広報を行います。
- 「生きることへの促進要因への支援」として、生活の中で苦しさを感じている方や健康問題で悩んでいる方など自殺リスクを抱える可能性のある方への支援を推進します。高齢者や障がい、子ども・子育て、生活困窮、健康等の各種相談体制の充実を図り、早い段階でのさまざまな要因への対応を通じて、自殺対策につなげます。また県が実施しているLINE相談など自殺対策に関する情報の発信を行います。
- 「生きることへの促進要因への支援」として、子育て親子や家族介護者、高齢者等、さまざまな人が集える場所を設けることで、気軽に日頃の悩みを相談できる居場所を充実させます。
- 「児童生徒への取り組み」として、子どもたちが他人や自分を傷つけずに、自分のことを肯定する気持ち（自己肯定感）を育ていけるよう命の大切さ、尊さを伝える取り組みを進めます。また、幼児期や学童期においては、自分の考えを相手に伝える力が十分に備わっていない時期でもあります。教育の場面などを通し、大人が児童生徒への発信に対し、丁寧に対応し、児童生徒も、困難なストレスに直面した場合に躊躇なく助け（SOS）のサインをあげられるような取り組みを推進します。

### ■5年後の目標

指標	現状値 平成31年	目標値 令和7年
自殺死亡率 (人口10万対)	5.64	3.95
町職員でゲートキーパーを受講した割合	—	70%以上

## 施策 4 権利擁護の推進に向けて、成年後見制度の利用促進体制の構築に努めます（開成町成年後見利用促進基本計画）

### ■現状・課題・目指す方向

認知症、知的障がいその他精神上の障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある方たちを社会全体で支えあうことが、高齢社会の喫緊の課題であり、かつ共生社会の実現に資するものですが、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段にもかかわらず、十分に利用されていない現状です。

国は平成 28 年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、平成 29 年には成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。同法第 14 条第 1 項には、市町村の講じる措置として、国の成年後見制度利用促進基本計画を勧告し、成年後見制度の利用促進の施策について基本的計画を定めるよう努力義務が課されています。

開成町においても、成年後見制度の申立てを行う親族がいない方の町長申立てや経済的理由等により成年後見人等への報酬の支払いが困難な方に対する報酬助成などの成年後見制度利用支援事業を実施してきました。

令和元年 12 月末日現在の横浜家庭裁判所管内の成年後見制度利用者数は、県全体では 16,103 件、開成町では 22 件となっています。

### ■成年後見制度の利用者数（令和元年 12 月末日）

	後見	保佐	補助	任意後見	合計
開成町	18	4	0	0	22
神奈川県	12,529	2,559	739	276	16,103

横浜家庭裁判所資料（開成町及び神奈川県の利用者数）

- 1) 成年後見制度の利用者（以下「利用者」という。）とは、後見開始、補佐開始または補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人専任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。
- 2) 本資料は、令和元年 12 月末日時点において横浜家庭裁判所（管内支部を含む。以下同じ）が管理している利用者数を集計したものであるが、その数値は自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異動訂正が生じることがある。
- 3) 2) の利用者には、住所地在が神奈川県内の利用者であっても、横浜家庭裁判所以外の家庭裁判所で管理しているものの数は含まれない。また、横浜家庭裁判所が管理している利用者であっても、住所地在が神奈川県外の者の数は計上していない。
- 4) 利用者の住所地は、事件記録上明らかとなっている住所（原則として住民票所在地）である。利用者が実際に居住している場所や事件記録上明らかになっていない住民票所在地を反映しているものではない。

成年後見制度は、家族や近隣、各分野の相談支援機関にも十分な制度の周知が進んでおらず、制度の利用が必要な人の発見や必要性の精査などに時間を要しています。また現状では、町のほかに、地域包括支援センター等が相談対応していますが、各分野を超えて対応が可能な成年後見制度の相談窓口はありません。今後、成年後見制度の専門的な相談窓口が各分野の相談機関と連携し、法定後見に限らず、任意後見制度や日常生活自立支援事業の利用を含め、本人のニーズにあった権利擁護制度へのつながりが必要です。

成年後見制度は、本人や親族等が申立人となって手続きする場合、書類の集め方や申立て書類の記入方法などが複雑なため、申立てに時間がかかることや制度利用に消極的になることが懸念されます。成年後見制度の類型別利用者数を除いても、判断能力の程度が一番重度である「後見」類型が突出していることから必要な相談や手続きの支援、地域連携ネットワークの構築が必要となります。

今後も急速な高齢化により認知症高齢者の増加や障がい者の親亡き後の福祉サービスを維持・継続するための専門職の後見人等が不足することも予想されます。認知症高齢者や障がいのある人の権利を守り、サービスや制度を利用しながら住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、権利擁護推進体制のさらなる向上を目指します。

### 町の取り組み

- 地域の権利擁護支援・成年後見利用促進機能の強化に向けて、地域連携ネットワークの中核機関として「あしがら成年後見センター（仮称）」を広域連携のもと整備してまいります。
- 成年後見制度の各相談窓口の連携を図り、どの窓口で相談しても必要な支援に結びつくよう推進します。
- 町長申立ての手続きや費用の負担が困難な方に対し、申立てに係る費用及び後見人等への報酬の助成等を行う成年後見利用支援事業を実施します。
- 支援が必要な人に情報が届くよう、成年後見制度の普及・啓発や講座を開催し、制度の理解促進を図ります。
- 権利擁護が必要な人の発見、支援、早期の段階からの相談・対応整備として既存のネットワークを活用し、連携の仕組みを構築します。

### ■5年後の目標

目標	令和7年度
成年後見制度について知っている町民の割合 (地域福祉アンケート)	75%以上

#### ～成年後見制度の主な内容～

成年後見制度は、障がい等により判断能力が不十分、著しく不十分、欠く状況にある人が利用できる制度で、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

法定後見は更に「後見」、「保佐」、「補助」という3つの類型があり、家庭裁判所の手続きにより、本人の判断能力の状況に応じて、類型が選ばれます。後見制度の申立て時に医師の診断書等を添付し、申立て後に家庭裁判所が必要に応じて鑑定し、審判により類型されます。

また選任される後見人等については、第三者である専門職が後見人等になる場合と家族などが親族後見人として選任される場合があります。

## 施策5 再犯防止の支援に取り組みます（再犯防止推進計画）

### ■現状・課題・目指す方向

平成16年以降、刑法犯の検挙件数が減少する一方、検挙者に占める再犯者の割合である「再犯者率」が増加しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が課題となっています。

犯罪を犯した方の中には、安定した仕事や住居が無い人や、薬物やアルコール依存のある人、高齢で身寄りのない人など、地域社会で生活する上で様々な課題を抱える人が多く、それを原因として再び犯罪をする再犯が問題となっています。

こうした中、国では平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」を制定し、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、罪を犯した者等が、円滑に社会の一員として復帰することにより、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指す「再犯防止推進計画」を策定しました。神奈川県においても「罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合う社会づくり」の促進を目指し、令和元年度に「神奈川県再犯防止推進計画」を策定しています。

開成町においても、国や県、民間団体等との連携を図りながら、就労・住居・保健医療・福祉等の支援を必要とする人に対し、必要な支援が提供されるよう、各分野が連携し、再犯防止に向けて総合的に取り組む必要があります。

### ■神奈川県内での刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯率

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
検挙人数（人）	18,185	16,356	14,431	12,734	11,128
うち再犯者（人）	8,805	7,891	7,004	6,255	5,495
再犯率（％）	48.4	48.2	48.5	49.1	49.4

資料：再犯防止推進計画に掲げられた施策の指標一覧（法務省）

### ■神奈川県内で検挙・補導した少年非行の概要

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	
非 行 少 年	計	4,609	3,942	3,276	2,814	2,352	
	刑法犯	犯罪少年	3,605	3,091	2,577	2,135	1,704
		触法少年	330	266	154	171	146
		計	3,935	3,357	2,731	2,306	1,850
	特別法犯	犯罪少年	637	566	518	500	494
		触法少年	7	8	14	2	4
		計	664	574	532	502	498
＜犯少年		10	11	13	6	4	
不良行為少年		41,666	36,584	37,572	37,559	37,412	
少年人口（10～19歳）		818,554	813,748	826,539	813,401	806,300	
刑法犯少年の人口比※		4.8	4.1	3.3	2.8	2.3	

※人口比とは、少年人口（10歳～19歳）1,000人あたりの検挙・補導人数

資料 神奈川県警ホームページ

## 町の取り組み

- 「神奈川県再犯防止推進計画」に基づいて、市町村が行うべき取り組みを積極的に推進します。
- 犯罪や非行の防止と立ち直りを支援する取り組みである「社会を明るくする運動(※)」などを通して再犯防止に関する地域での意識の醸成を図ります。
- 犯罪を犯した者の更生を助けることを目的に活動している保護司(※)との情報共有や連携を強化します。
- 更生保護女性会(※)など更生保護に関わる団体や支援者、保護観察所等との連携強化に取り組みます。
- 必要な人に対して適切な支援が行われるよう、関係機関と連携し、保健医療・福祉サービスの利用促進を進めます。
- 犯罪を犯した者等の雇用の促進と積極的に雇用を受け入れてくれる「協力雇用主(犯罪や非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等をその事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する事業所)」の理解促進を図ります。
- 薬物乱用防止や薬物依存症治療に関する啓発活動を行います。また薬物依存等に関する相談窓口を広く周知します。
- 生活困窮など日常生活に困難な課題をもつ人が、住み慣れた地域で自立した安定的な生活を送れるよう、生活困窮者自立支援機関と連携し支援に取り組みます。
- 教育や子育てなどに悩んだときに、気軽に相談を行うことができる体制を整え、相談内容に応じて必要なサービスを適宜提供する体制を築きます。
- 非行を生まない地域社会の実現に向けて、地域全体で青少年を見守り、明るく健やかな成長を支えます。
- 高齢者又は障がいのあることにより、福祉的支援が必要な矯正施設退所予定者が、出所後円滑に福祉サービスを受けられるよう、神奈川県地域生活定着支援センターとの連携を図ります。

※社会を明るくする運動…“社会を明るくする運動 ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

毎年7月は「社会を明るくする運動」強調月間とされています。

※保護司…犯罪や非行をした人たちの立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。地域で保護観察官と協働して保護観察を受けている人と面接を行い指導や助言を行うほか、刑務所や少年院に入っている人が、釈放された後にスムーズに社会生活を営めるよう、帰住先の生活環境の調整などを行っています。

※更生保護女性会…犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動や犯罪や非行をした人の立ち直りの支援を行うとともに、次代を担う青少年の健やかな成長を願って、関係団体と連携しながら地域の子育て支援などにも取り組む女性ボランティア団体です。



■ 5年後の目標

目標	現行値（令和2年度）	令和7年度
「社会を明るくする運動」に参加した人数 （青少年問題を考える集会 他）	新型コロナウイルス感染症 拡大防止のために実施せず	100人以上
保護司数	5人	5人

## 第5章

**開成町社会福祉協議会**

**第6次地域福祉活動計画**

## 基本目標 1 人材づくり

### 《めざす方向》

住民の皆さんや多様な組織・関係者の連携・協働（プラットフォーム）による地域生活課題（社会的孤立を背景とした制度の狭間にある課題含む）の解決や地域づくりに向けた取り組みの支援、福祉教育・ボランティア活動をつうじた住民皆さんの主体形成と地域の組織・関係者の協働を促進する地域福祉推進の中核的な役割を果たします。

### 《施策 1》

福祉を支える人材の確保・育成・定着を図ります。

### 《重点的な取り組み》

- ① 住民の皆さんとともに地域を支える体制の整備
- ② 福祉へのすそ野の拡大

#### ■重点的な取り組み

#### 住民の皆さんと ともに 地域を支える

住民の皆さんに地域生活課題を「我が事」として受け止め、地域を支える一員となってもらうために、共感を促し、ボランティアをはじめ福祉についてともに学び合う多様な機会を提供していきます。

#### ②福祉のすそ野を 広げる

福祉の仕事や活動に関心をもつ人のすそ野を広げるために、教育現場との連携強化をとおして、次世代を担う小・中学生等若い世代への福祉教育の充実に取り組み、福祉への関心と理解を広げていきます。

## 基本目標 2 地域づくり

### 《めざす方向》

住民の皆さんや多様な組織・関係者の連携・協働（プラットフォーム）による地域生活課題（社会的孤立を背景とした制度の狭間にある課題含む）の解決や地域づくりに向けた取り組みの支援、福祉教育・ボランティア活動をつうじた住民皆さんの主体形成と地域の組織・関係者の協働を促進する地域福祉推進の中核的な役割を果たします。

### 《施策 2》

地域共生社会への理解を広げ、参加を促進します。

### 《重点的な取り組み》

- ③ 参加機会の拡充
- ④ 信頼関係の構築と情報発信
- ⑤ 多様な活動・サービスの開発

※基本目標 1 及び基本目標 2 の《めざす方向》は同一とします。

## ■重点的な取り組み

### ③参加機会の拡充

住民の皆さんは、社会福祉協議会とともに、地域生活課題の解決に取り組む「主体」であることを踏まえ、福祉活動への理解を促進し、活動に参画できる機会を提供・拡充していきます。

### ④信頼関係の構築 と情報発信

住民の皆さんに「地域のなかに社会福祉協議会があってよかった」と思ってもらえる信頼関係を築いていくために、自らが果たす使命や役割について、広く分かりやすく、その方法も工夫しながら情報発信していきます。

### ⑤多様な活動・ サービスの開発

公的サービスの実施にとどまることなく、地域や利用者のニーズの変化に柔軟に対応した活動やサービスを開発していきます。これには、自ら取り組むことに加え、住民の皆さんやボランティアとともに展開していきます。



## 基本目標3 しくみづくり

### 《めざす方向》

住民の皆さんの複合化・多様化した支援ニーズに対応するため、個人やその世帯の地域生活課題を把握し、解決していくことができる包括的な支援体制づくりをめざします。そのために、専門職による多職種連携や多機関協働、住民の皆さんやボランティア等との協働による重層的支援体制づくりに取り組みます。

### 《施策3》

重層的に連携・協働を深めます。

### 《施策4》

多様な実践を増進します。

### 《施策5》

組織基盤を強化します。

### 《重点的な取り組み》

- ⑥ 連携と協働
- ⑦ 社会福祉協議会の役割の認識
- ⑧ 情報集約と問題解決
- ⑨ 権利擁護の推進
- ⑩ 相談・支援機能の強化
- ⑪ 責任ある自律した組織経営

## ■重点的な取り組み

### ⑥連携と協働

地域の保健・医療・教育関係者や企業、NPO・ボランティアなど、多様な組織・関係者とともに、「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けて、それぞれが自らの役割やできることを明らかにしながら、重層的かつ効率的に連携・協働をすすめます。

### ⑦社会福祉協議会の役割の認識

社会福祉協議会は「協議会（連絡調整）」であり、幅広く多様なネットワークをつくるのが本来の役割であることを改めて認識して取り組みます。特に、多様な組織・関係者をつなぎ、地域生活課題の解決に向けた支援策を創造する「連携・協働の場」となることをめざします。

### ⑧情報集約と問題解決

「連携・協働の場」が地域生活課題を発見し、つなぎ、解決へと導いていけるために、福祉組織・関係者だけでなく、住民の皆さんや多様な組織・関係者がともに課題を認識・共有化し、協力して具体的な行動に移していけるしくみをつくります。

### ⑨権利擁護の推進

地域で誰ひとり排除されることなく、個人の尊厳と意思が尊重され、適切なサービスを選択し利用できるよう支援していくために、これまで以上に日常生活自立支援事業を拡充していくとともに、法人後見業務を実施主体として担うべく体制を整備します。また、地域包括支援センター事業の機能を強化します。

### ⑩相談・支援機能の強化

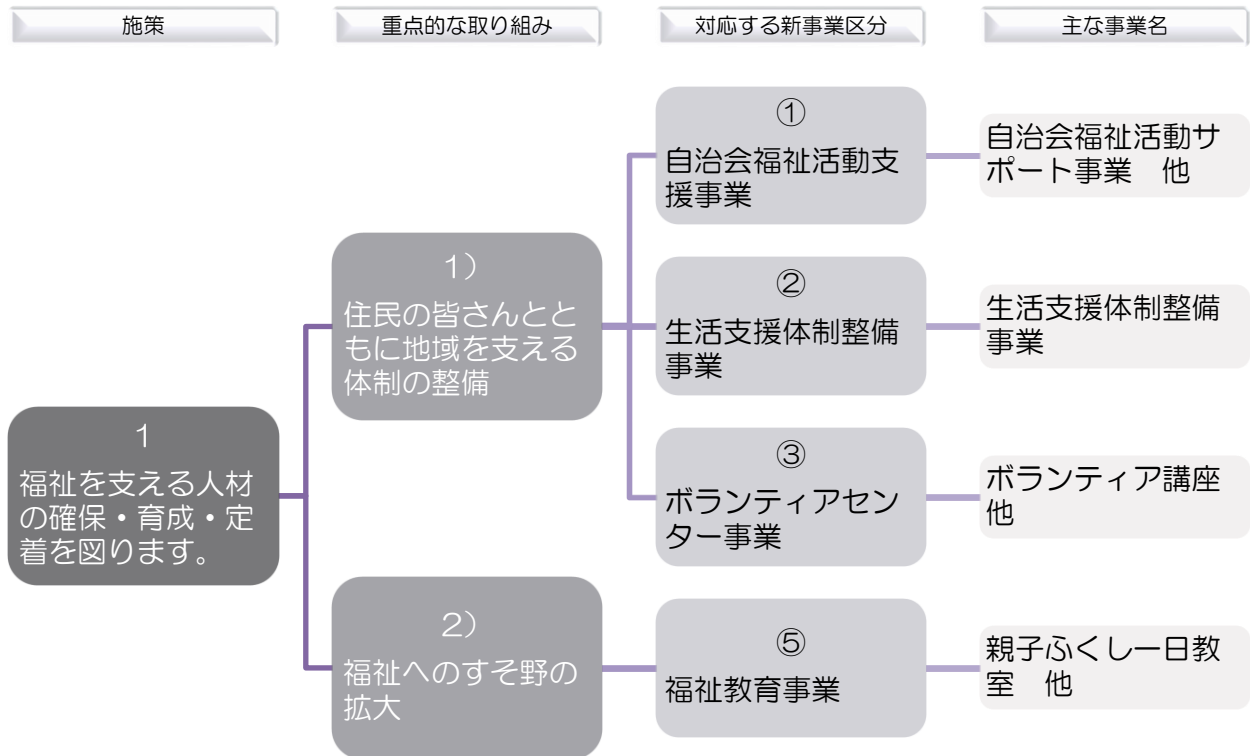
「断らない」相談を念頭に、生活困窮やひきこもり等を含むあらゆる地域生活課題を受け止め、相談者自身による問題解決を継続的に支援します。なお、支援にあたっては、既存の制度やサービスにつなぐだけでなく、地域福祉活動等のインフォーマルな社会資源と連携します。

### ⑪責任ある自律した組織経営

地域づくりが主要な政策課題の時代となった今、地域福祉を推進する公益性の高い非営利・民間の福祉団体としてガバナンスを高め、透明性と中立性、公正さの確保を前提としつつ、組織基盤や財政基盤をより強化し、自律した経営を行います。

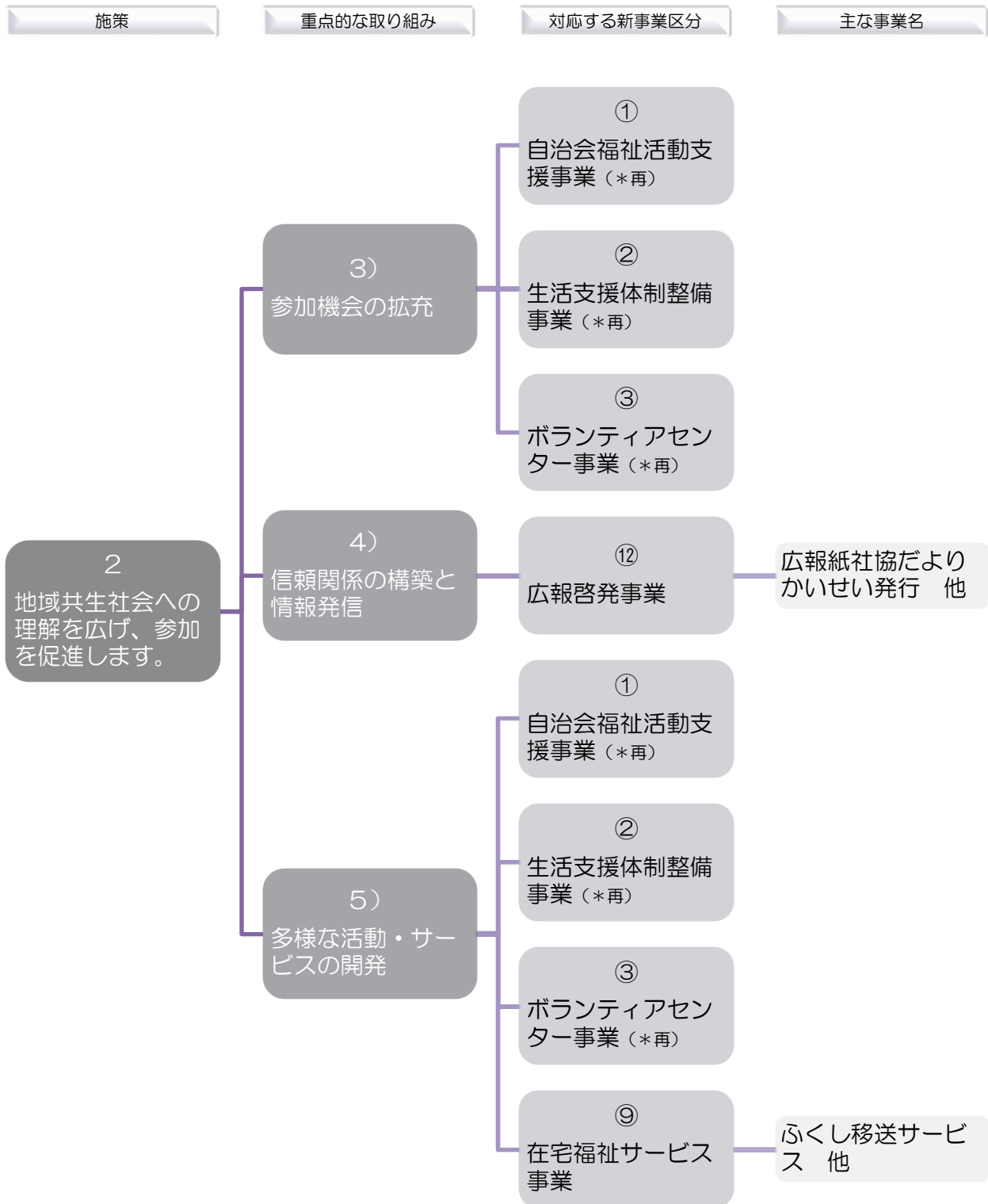
施策及び重点的な取り組みと新事業区分との対応・関係図

基本目標 1 人材づくり

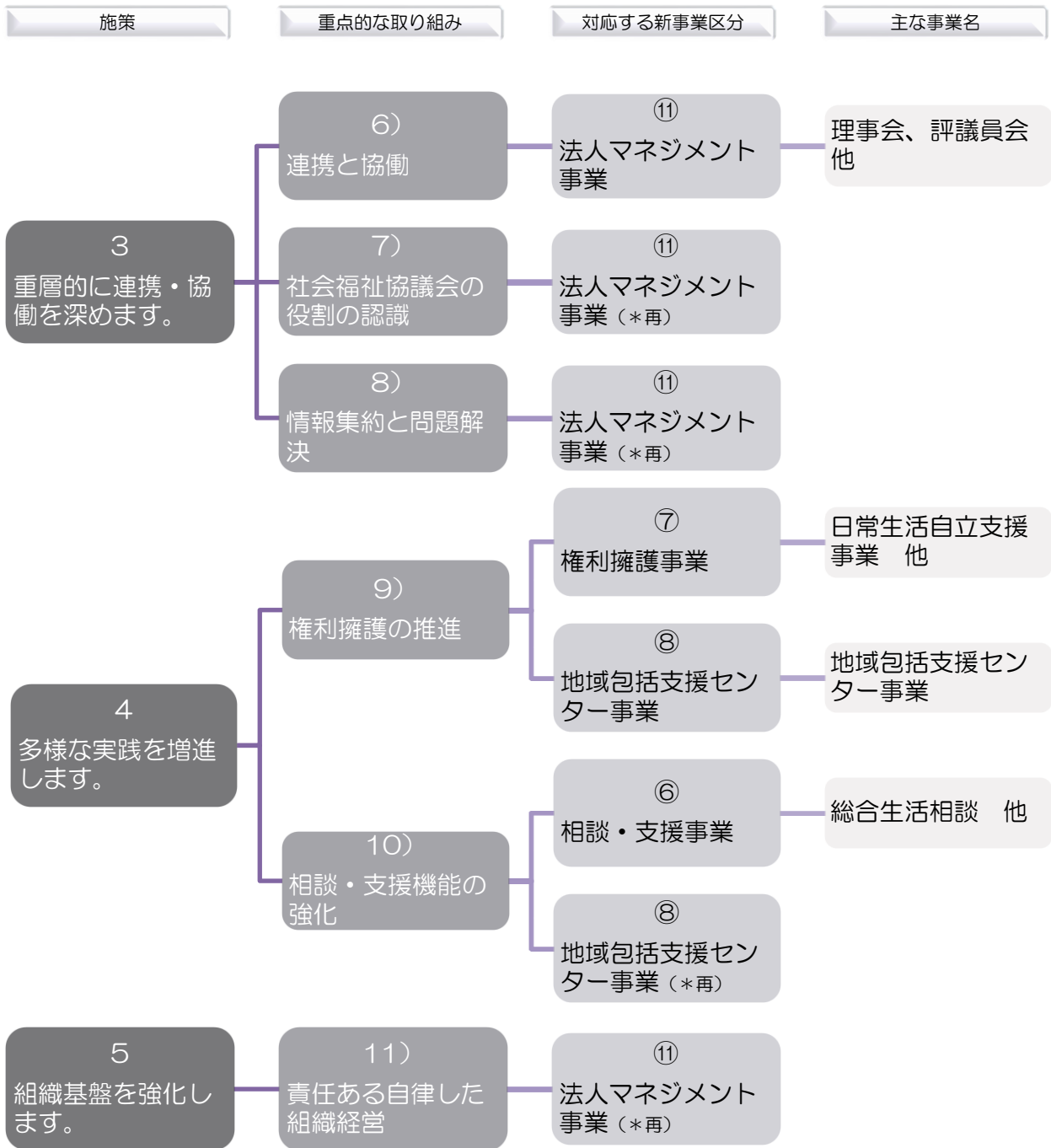




## 基本目標2 地域づくり



### 基本目標3 しきみづくり



## 使命

開成町社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、住民の皆さんと福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進することを使命とします。

## 経営理念

開成町社会福祉協議会は、この使命を達成するために、次の理念に基づき事業を展開します。

- ① 住民の皆さんを主体とした「ともに生きる豊かな地域社会」の実現
- ② 誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉サービスの実現
- ③ 住民の皆さんと福祉組織・関係者の協働による包括的な支援体制の構築
- ④ 地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス・活動の創出
- ⑤ 持続可能で責任ある自律した組織経営

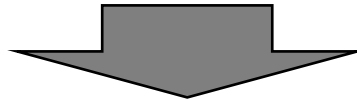
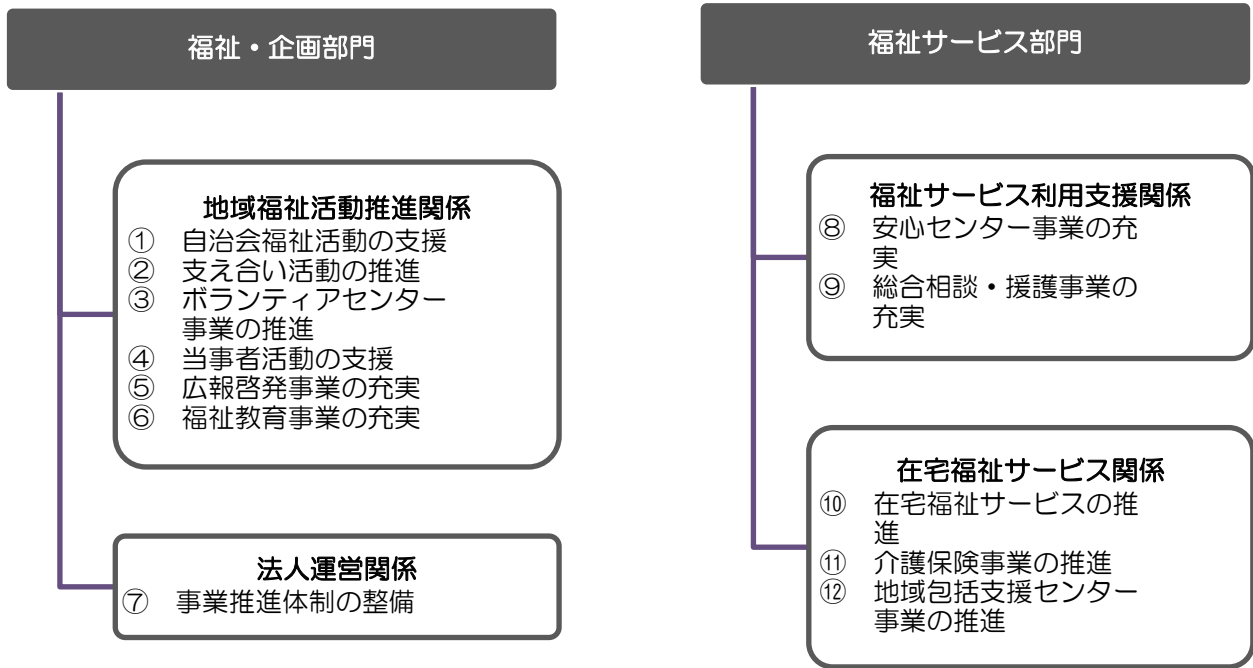
## 基本方針

開成町社会福祉協議会は、公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、上記経営理念に基づく次の基本方針により経営を行います。

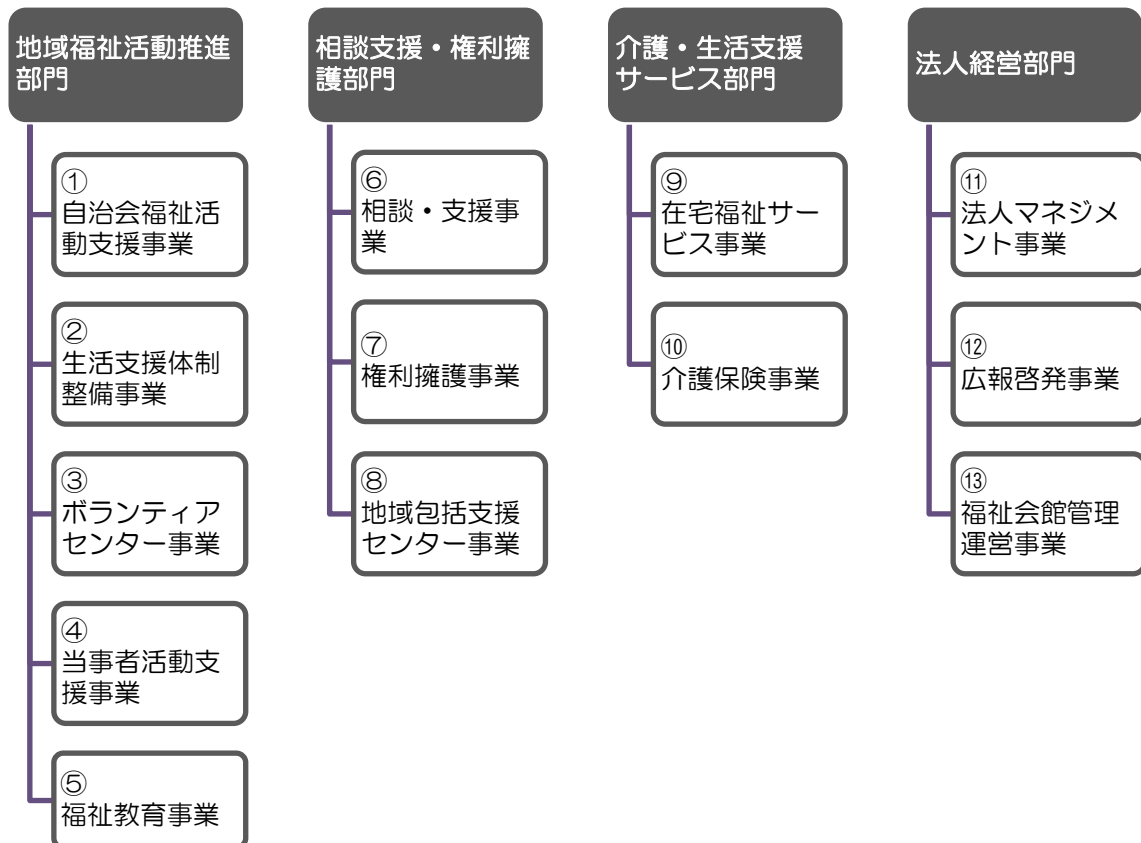
- ① 地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たし、地域社会の支持・信頼を得られるよう、積極的な情報発信を図ります。
- ② 事業の展開にあたって、「連携・協働の場」（プラットフォーム）としての役割を十分に発揮し、住民の皆さんや関係機関団体等、あらゆる関係者の参加と協働を徹底します。
- ③ 事業の効果測定やコスト把握等の事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営を行います。
- ④ すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守します。

# 開成町社会福祉協議会部門構成の再編

【現行】（一令和3年3月）



【新】（令和3年4月一）



## 第6章

# 計画の推進に向けて

## 1 計画の推進体制

本計画は、本町における今後5年間の地域福祉に関する活動や取り組みを町民、町、町社会福祉協議会等が相互に連携して効果的に行うことにより、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせることを目指すものです。

本計画を推進し、町全体の地域福祉を向上させるためには、町と町社会福祉協議会がそれぞれの役割を認識し、相互に連携して取り組む必要があります。このため、町と町社会福祉協議会が課題を共有し、必要に応じて意見交換を行います。

## 2 計画の進行管理と評価

本計画の進行管理は、毎年度、学識経験者や関係機関・関係団体等の代表者によって構成される開成町地域福祉推進協議会において進捗状況の把握及び評価を行い、その結果を公表します。

評価方法は、本計画に位置付けた施策の実施状況を、基本目標ごとに「5年後の目標」に対する定量的な評価とともに、町民、地域の実例などを踏まえた定性的な評価を行い、地域共生社会の実現に向けてどれだけ近づけられたかという視点で、多角的・総合的な評価を行います。

また社会環境や制度の変更などの際には必要に応じて、計画期間の途中であっても見直しを行うほか、施策や事業の充実に努めていきます。

## 3 関係機関との連携、協働

町民が地域福祉活動に積極的に取り組めるよう、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、町民公益団体、福祉事業所、その他の関係機関・団体と連携を図りながら、地域福祉の推進に取り組みます。

また、町においては、地域福祉施策の推進にあたり、福祉施策以外の日常生活分野との調整や協力等が行えるよう、庁内各課と連携を図り、総合的かつ横断的な施策の推進、また事業等の効果等を踏まえ、地域づくりに資する複数の事業の一体的実施に向けた連携体制の強化に努めます。

## 4 新しい生活様式を踏まえた地域福祉の取り組み

新型コロナウイルス感染症の拡大により、我が国では感染防止のため、外出自粛の要請や密閉・密集・密室のいわゆる「3密」を避け、ソーシャル・ディスタンスを保つことが求められました。そのことにより、住民同士のつながりや地域福祉活動、ボランティア活動などが自粛や延期となりました。

この間、全国的に学校等の長期休校における子どもたちの心身への影響や閉じこもりによる高齢者の虚弱化の進行、社会的孤立の深刻さ等の問題が出現しました。

一方で、「新しい生活様式（※）」を守りながら、徐々に様々なイベントや活動が再開しており、オンラインによるつながりづくりや交流など新たな取り組みが生まれました。また、こうした状況下により、人と人とのつながりの大切さや誰かを支えたり支えられたりしていることの大切さをあらためて再確認するきっかけにもなりました。

引き続き、感染症拡大を防止するためには、「新しい生活様式」を守り、感染症対策を行いながら、地域福祉活動を継続していくことが大切です。

神奈川県においては、リーフレット「感染リスクを抑えながらコミュニティを楽しむコツ」を作成し、感染拡大を防ぎつつ、コミュニティ活動の継続を推進しています。

開成町においても、「新しい生活様式」を守り、感染症対策を行いながら、住民同士のつながりが途切れることのないよう、地域福祉活動の継続を推進します。

※新しい生活様式…厚生労働省ホームページより抜粋

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

- ・感染対策の3つの基本 ①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い
- ・移動に関する感染対策

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式 3密の回避、まめに手洗い・うがい など

## 5 SDGs 達成に向けた取り組み







「SDGs」とは「Sustainable Development Goals」の略称であり、「人類及び地球の持続可能な開発のために達成すべき課題とその具体目標」のことです。

平成27年9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2030年までに世界中で持続可能でより良い世界を目指すために達成すべき17の目標（※）と169の具体的なターゲットで構成されています。

このSDGsは、発展途上国だけでなく、先進国を含む全世界のあらゆる関係者に持続可能な世界を構築するために、各々の力を結集することを呼びかけています。

本計画を推進していくにあたり、特に地域福祉と深く関連する以下のSDGsの視点を大切に、計画を推進していきます。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

<p><b>目標1 貧困をなくそう</b></p>  <p>あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p><b>目標10 人や国の不平等をなくそう</b></p>  <p>国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
<p><b>目標3 すべての人に健康と福祉を</b></p>  <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>	<p><b>目標11 住み続けられるまちづくりを</b></p>  <p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
<p><b>目標8 働きがいも経済成長も</b></p>  <p>包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>	<p><b>目標17 パートナリシップで目標を達成しよう</b></p>  <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる</p>

※17の目標…国際連合広報センターホームページより。先進国・途上国すべての国を対象に、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標のこと。



# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





 **資料編** 

# 1 開成町地域福祉推進協議会 設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく開成町地域福祉推進計画及び開成町社会福祉協議会を中心とした民間計画である地域福祉活動計画を一体的な計画として位置づけた開成町福祉コミュニティプラン（以下、「計画」という。）を策定するにあたり、町民の意見を広く求め計画に反映させるため、開成町地域福祉推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の達成状況の評価に関すること。
- (3) その他計画の策定及び評価に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民生委員児童委員協議会
- (3) 福祉当事者団体
- (4) 自治会長連絡協議会
- (5) ボランティア団体
- (6) 小田原保健福祉事務所足柄上センター
- (7) 開成町教育委員会
- (8) 保護司・更生保護女性連絡協議会

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、地域福祉担当所管課において処理するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 開成町地域福祉推進協議会設置要綱第4条第1項の規定にかかわらず、この告示による改正後の開成町地域福祉推進協議会設置要綱第3条第8号の規定により令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間に委嘱される委員の任期は、当該期間の末日までとする。

## 2 開成町地域福祉推進協議会 委員名簿

任期：令和2年3月27日～令和3年3月31日

選出区分		選出母体	氏名	備考
1号	学識経験者		喜多 祐荘	副会長
2号	民生委員児童委員協議会	開成町民生委員児童委員協議会	小野 清士	
3号	福祉当事者団体	開成町身体障害者福祉協会	遠藤 伸一	会長
		心身障がい児者と家族の会か るかも	明石 功香	
		開成町老人クラブ連合会	小川 周作	
4号	自治会長連絡協議会	開成町自治会長連絡協議会	高田 幸男	
5号	ボランティア団体	ばたばたママ	坪井 千秋	
6号	小田原保健福祉事務所 足柄上センター	小田原保健福祉事務所 足柄上センター保健福祉課	西田 統	
7号	開成町教育委員会	開成町教育委員会	村岡 謙治	
8号	開成町保護司・ 更生保護女性会	開成町保護司・ 更生保護女性会	河野 愛子	

### ■事務局

開成町福祉介護課	課長	渡辺 雅彦
	班長	頼住 順子
	主任主事	萩原 将司
開成町社会福祉協議会	事務局長	高橋 政幸
	主幹	土井 高史

### 3 開成町地域福祉推進協議会 検討結果

年月日	会議名等	内容
令和2年 9月2日	令和2年度第1回 地域福祉推進協議会	(1) 地域福祉推進協議会について (2) 福祉コミュニティプラン及び計画体系案について (3) 現行計画評価について (4) 年間スケジュールについて
11月6日	令和2年度第2回 地域福祉推進協議会	(1) 福祉コミュニティプラン素案について
12月25日	令和2年度第3回 地域福祉推進協議会	(1) 福祉コミュニティプラン素案について
令和3年 1月20日～ 2月19日	パブリックコメントの実施	
3月2日	令和2年度第4回 地域福祉推進協議会	(1) パブリックコメント実施結果 (2) 計画原案について







**開成町福祉コミュニティプラン**  
開成町第4期地域福祉計画  
開成町社会福祉協議会第6次地域福祉活動計画  
令和3年3月  
発行 開成町／開成町社会福祉協議会

---

開成町町民福祉部福祉介護課

〒258-8502

神奈川県足柄上郡開成町延沢 773 番地

電話：0465-84-0316

開成町社会福祉協議会

〒258-0021

神奈川県足柄上郡開成町吉田島 1043 番地 1

開成町福祉会館

電話：0465-82-5222

田舎モダン



開成町  
kaisei town

**開成町福祉コミュニティプラン**

**開成町第4期地域福祉計画**

**開成町社会福祉協議会第6次地域福祉活動計画**

令和3年3月

発行 開成町／開成町社会福祉協議会

開成町町民福祉部福祉介護課

〒258-8502

神奈川県足柄上郡開成町延沢 773 番地

電話：0465-83-2331（代）

開成町社会福祉協議会

〒258-0021

神奈川県足柄上郡開成町吉田島 1043 番地 I

開成町福祉会館

電話：0465-82-5222